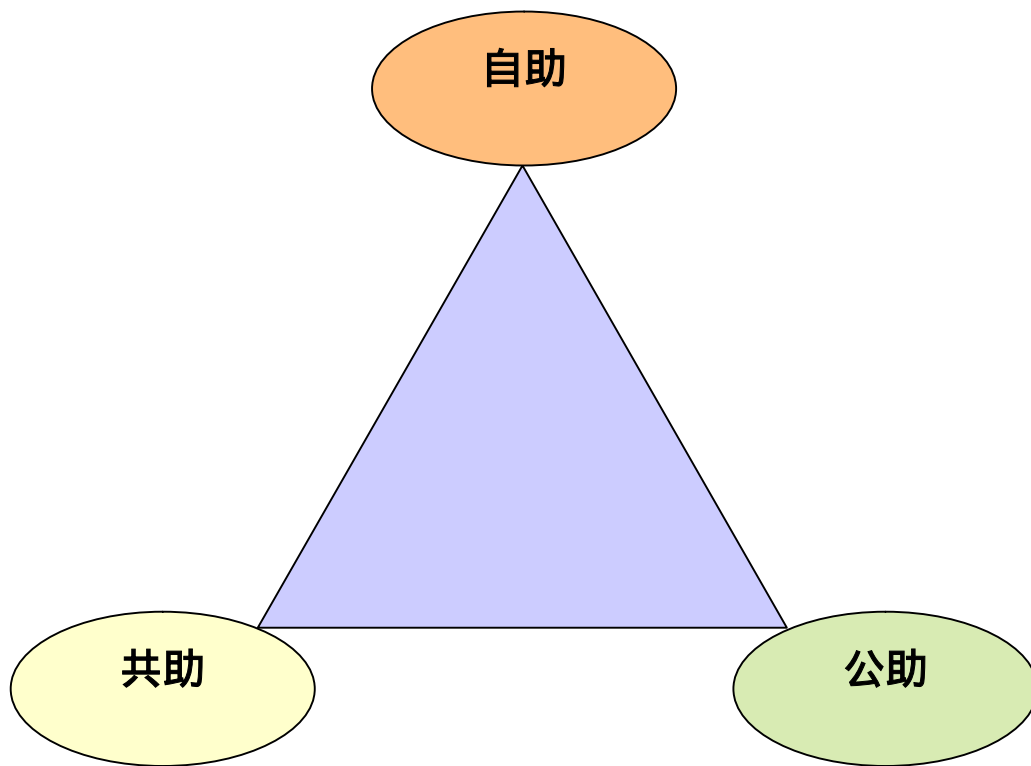


大沢地区防災計画



(平成27年12月策定)

目 次

1 総 則

第1章 大沢地区防災計画の方針

- 1 目 的・・1
- 2 大沢地区防災計画の構成及び組織編成・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 計画の修正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第2章 自助・共助の基本及び地区居住者等の役割

- 1 地区居住者の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 2 自主防災組織の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 3 事業者の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 4 中高層共同住宅管理者等の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

第3章 地区の概要

- 1 自然的条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 2 社会的条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

第4章 防災アセスメント調査による地区被害想定

- 1 想定地震と条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 2 建物被害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 3 人的被害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 4 ライフラインの被害予測・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

2 災害予防計画

第1章 災害に強い地区づくり

- 1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 2 自主防災組織の育成支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 3 自主防災組織の編成と各班の役割・・・・・・・・・・・・10
- 4 自主防災組織との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 5 出火防止及び初期消火対策・・・・・・・・・・・・・・13
- 6 火災延焼対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 7 空き家対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 8 災害危険の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 9 中高層共同住宅等の災害対策・・・・・・・・・・・・・・14

第2章 災害に対する備え

- 1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2 防災知識の普及・啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 3 災害に備えた各家庭での取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 4 防災訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 5 防災資機材等の点検・管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 6 消防団の平常時の活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 7 災害時要援護者の把握、避難支援体制・・・・・・・・・・・・ 17

3 応急対策計画（地震・風水害）

第1章 地区災害対策本部活動

- 1 地区災害対策本部の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 2 本部の活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 3 本部の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 4 災害時の動員・連絡体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 5 情報の収集・伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第2章 応急対策活動

- 1 水防活動、初期消火活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 2 救出・救護・搬送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 3 避難誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 4 災害時要援護者対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 5 住民の安否確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 6 在宅避難者の把握・支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 7 避難所運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 8 ボランティアの活動について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 9 他組織との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

別 表

- 自治会指定一時避難場所一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

資 料 編

- 1 大沢地区災害時初動マニュアル
- 2 災害時自主防災組織活動の流れ
- 3 避難計画書（自治会配布用）
- 4 防災資機材等配備計画書（自治会配布用）
- 5 防災まちあるきの手引き
- 6 各種訓練計画
- 7 地区防災計画用地図（大沢まちづくセンター配備）

1 総 則

第1章 大沢地区防災計画の方針

1 目的

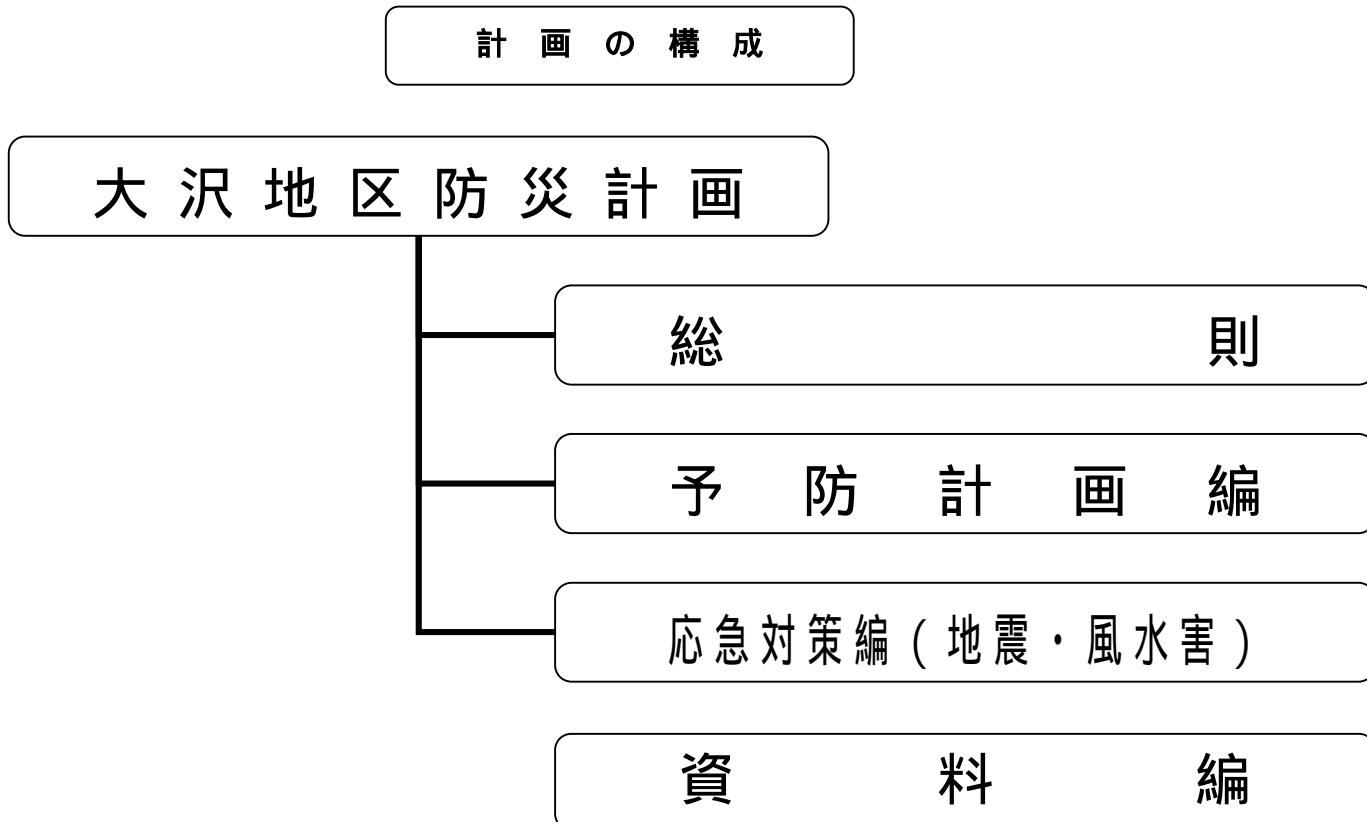
東日本大震災をはじめ、これまでの多くの災害の教訓からも、大規模災害の発災直後は、消防や各行政機関など、「公助」による対応にも限界があるため、自らの身は自ら守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の考え方を基本に、発災時に市民や地域自らが対応できる体制をつくることが重要である。

このため、大沢地区では地域の特性に応じて、大地震や風水害など様々な災害の危険性を考慮しながら、地区における防災力を高めることを目的とする。

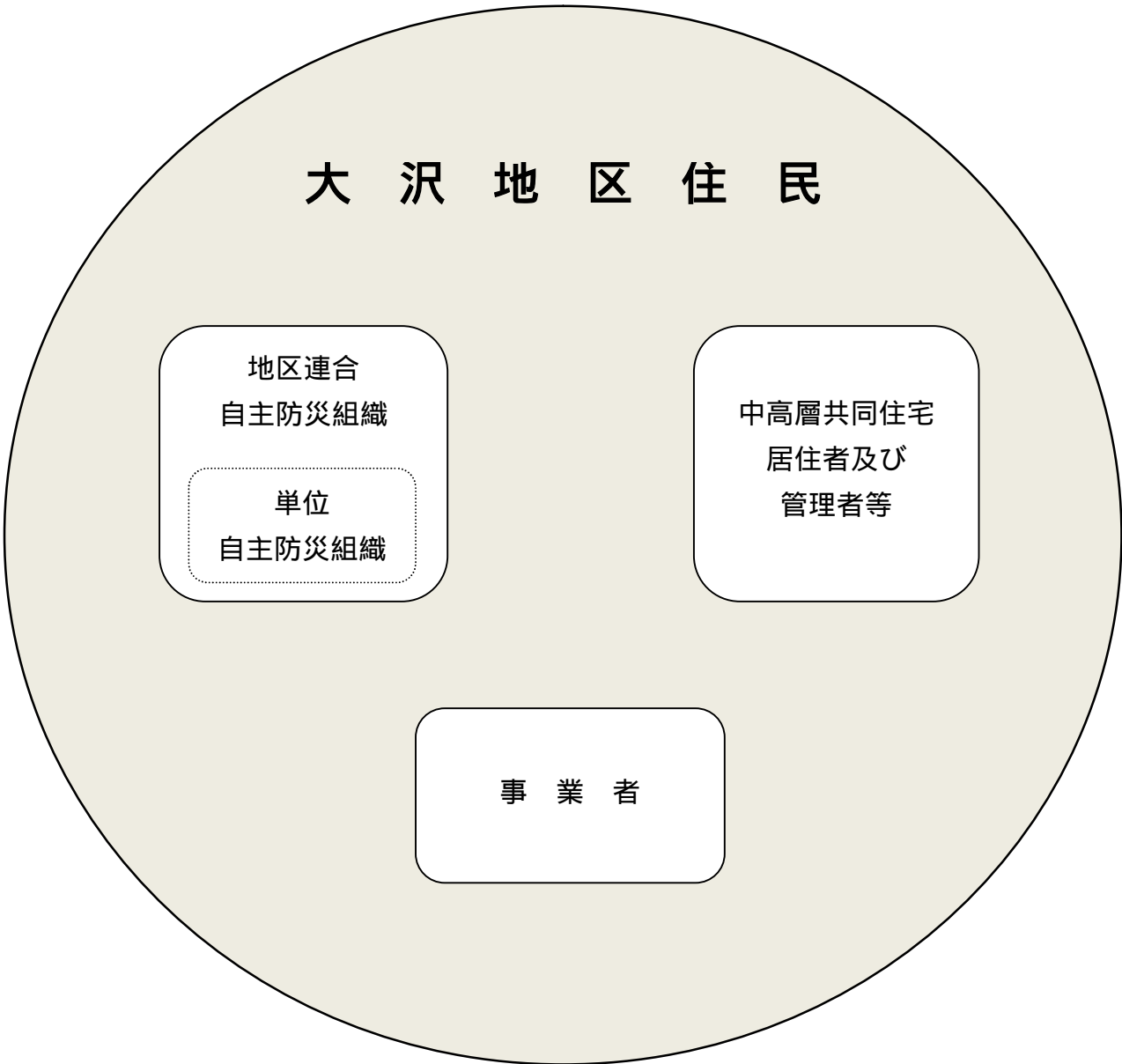
2 大沢地区防災計画の構成及び組織編成

大沢地区防災計画は、総則、予防計画編、応急対策編（地震・風水害）及び資料編で構成する。

大沢地区防災計画のもととなる組織は、地域に密着した活動が不可欠なため、自治会等を母体とした単位自主防災組織とし、また、大沢地区としての連絡体制や協力体制を確保し、災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、大沢地区自治会連合会を単位とした連合自主防災組織とする。

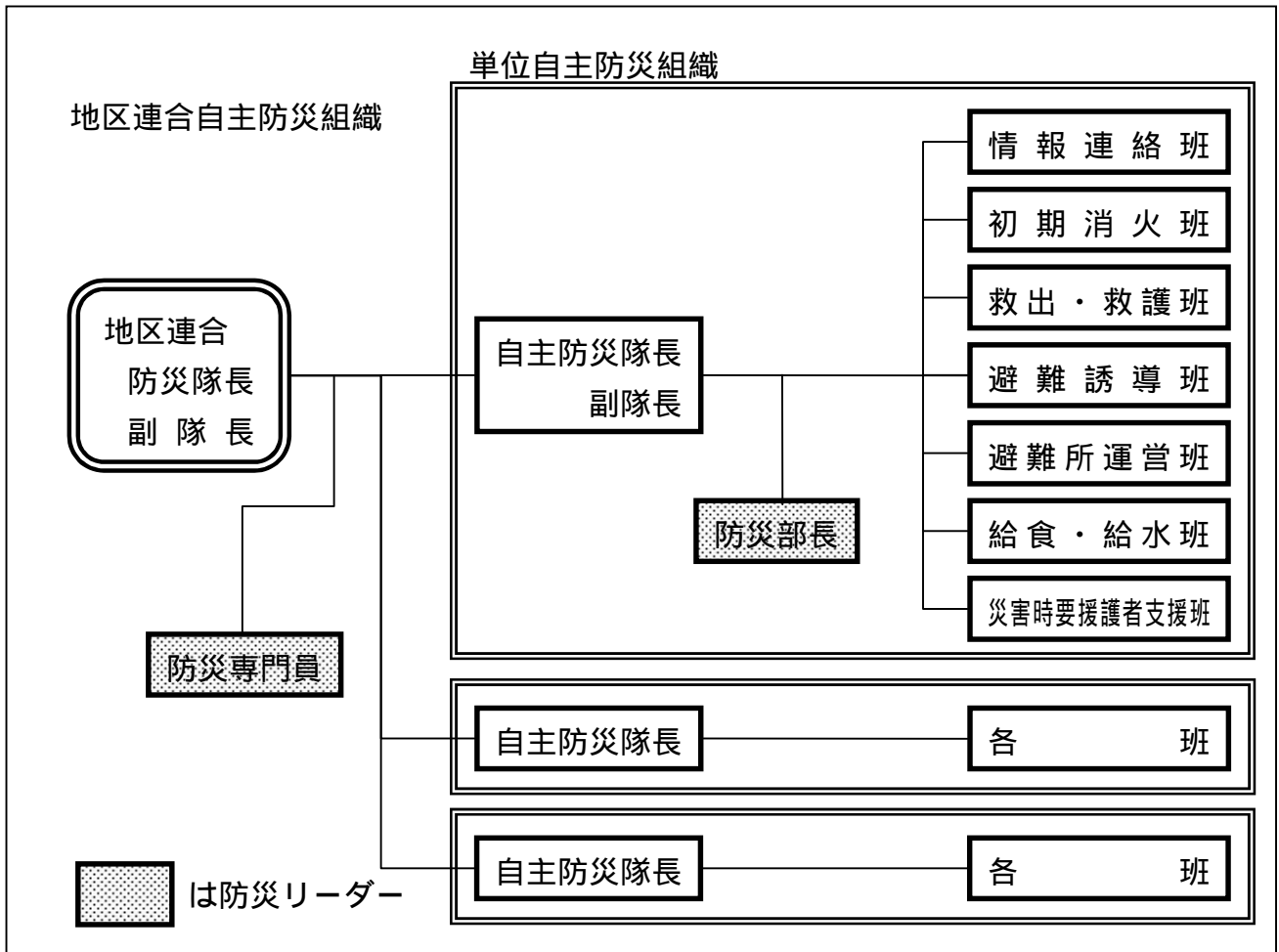


地 区 連 携 図



地区内で共助による連携強化を図る

自主防災組織編成図



3 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

また、多様な主体の意見を反映できるよう、計画の検討・修正の際は、女性、災害時要援護者支援団体、地域企業等の参画を促進する。

計画の修正（見直し案）基本方針

- ・ 計画内容に影響のない修正（法令等の引用条文など）については、適宜、修正を行い、まちづくり会議等に報告をすることとする。
- ・ 計画内容に変更を伴う修正については、計画策定組織に準じた構成員により、検討・調整を行い、まちづくり会議へ付議し、意見を聞くものとする。

第2章 自助・共助の基本及び地区居住者等の役割

1 地区居住者の役割

- (1) 「自らの身は自ら守る(自助)」及び「自分たちのまちは自分たちで守る(共助)」という意識を持ち、防災訓練など大沢地区の防災活動に積極的に参加し、各個人、事業所、自主防災組織等の防災行動力の向上及び相互協力関係の強化、災害時の連絡体制の整備、ルールづくりをすすめ、災害に強い居住者と大沢地区を形成する。
- (2) 常に災害に対する備えを怠らず、住居や所有若しくは使用する建造物等の安全性を確保するとともに、非常時には少なくとも最低3日以上(1週間分程度が望ましい)の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出し品の準備など「自助」の取組を実施する。
また、過去の災害の教訓を伝承し、災害時には自らの情報を発信する。
- (3) 災害時には、共助の視点の下、大沢地区内の近隣世帯、いわゆる「近隣所」が相互に協力して助け合い、情報の把握、出火の防止、初期消火、救出・救護等に努めるとともに、避難するに当たっては、災害時要援護者の支援を行い、冷静かつ積極的に行動する。
- (4) 自主防災組織へ参加し、体制等の整備、教育訓練に協力するとともに、災害時には大沢地区の住民・事業者・中高層共同住宅居住者及び管理者等と連携して各種活動を円滑に実施するよう「共助」の取組を実施する。
- (5) その他、市及び各防災関係機関の行う防災対策活動に、積極的に協力する。

2 自主防災組織の役割

- (1) 日頃から、大沢地区内の危険箇所、避難経路、災害時要援護者等の状況等を把握し、大沢地区内の防災に係る方針の策定支援や防災マップ、防災活動用資機材の整備、点検を実施する。
- (2) 組織の班編成や活動内容を明確にしておき、組織員の教育訓練を推進するとともに、大沢地区住民の参加、事業者及び中高層共同住宅居住者及び管理者等との連携の促進等、大沢地区全体の防災力を向上させる取組を実施する。
- (3) 災害時には、情報の収集・伝達、救出・救護、消火、避難誘導、避難所の運営協力、災害時要援護者の支援等を実施する。

3 事業者の役割

- (1) 日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保、従業員等の発災時の一斉帰宅抑制のための最低3日以上(1週間分程度が望ましい)の食料及び飲料水等の備蓄、初期消火、救出・救護等のための資機材の整備、従業員の安否確認及び従業員と家族の連絡手段の確保、さらに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努める。
- (2) 対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、大沢地区住民及び自主防災組織等と連携して、防災訓練など大沢地区の防災活動に積極的に参加し、大沢地区の共助に取り組むよう努める。
- (3) 災害が発生した場合には、市、大沢地区住民及び自主防災組織等と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出・救護、避難誘導、帰宅困難者対策等を積極的に行うよう努める。

4 中高層共同住宅管理者等の役割

- (1) 日頃から、建物及び設備の耐震性の維持、確保に努める。
- (2) 地震等によるエレベータや電気、ガス、上下水道等の停止を想定した、居住者の生活支障対策用設備(自家発電、飲料水、簡易トイレ等)及び資機材の整備並びに共同住宅内の自主防災体制の整備に努める。
- (3) 周辺住民や自主防災組織等との連携強化に努めるとともに、防災訓練など大沢地区の防災活動に積極的に参加し、大沢地区の共助に取り組むよう努める。
- (4) 災害時には、居住者等の防災活動を統括し、中高層階居住者の生活支障対策(自家発電、飲料水、簡易トイレ等)を実施するとともに、市、大沢地区住民及び自主防災組織等と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出・救護、避難誘導、帰宅困難者対策等を積極的に行うよう努める。

第3章 地区の概要

1 自然的条件

(1) 特徴

大沢地区の地形は、相模川沿いの低地と2段の台地(上段、中段)からなり、台地の境には段丘崖が発達し、台地(中段)上を鳩川が流れている。

台地は主に住宅地、農地として、低地は主に公園として利用されている。

(2) 主な自然災害

大沢地区では、1時間に96.5mm(1)相当の降雨があった場合には、相模川及び鳩川沿いに浸水(内水)が想定され、鳩川沿いの一部住宅地については、床下、床上浸水が想定される。

河川の氾濫については、2日間雨量459mm(2)相当の大雨が記録された場合、相模川清流の里付近において、氾濫の危険が想定されている。

土砂災害としては、相模川沿いの傾斜地一帯と下九沢団地周辺の一部傾斜地が急傾斜地崩壊危険箇所の範囲とされている。

1 平成20年に市内で記録した1時間に96.5mmと同じ降雨が市域全域に同時に降った場合を想定。

2 150年に1回程度発生すると想定される大雨。

2 社会的条件

(1) 人口

大沢地区の人口は平成27年4月1日現在、33,314人となっている。年齢別では、年少人口(15歳未満)が5,128人(約15.4%)、生産年齢人口(15歳以上65歳未満)が20,543人(約61.7%)、高齢人口(65歳以上)が7,643人(約22.9%)となっている。このうち、外国人の登録人口は621人であり、人口の約1.9%を占める。

(2) 交通及び緊急輸送路

主要な道路は台地(中段)にあり、大沢地区の西部を県道48号鍛冶谷相模原線が、東部を県道508号厚木城山線が通っており、中心部を南北に市道下九沢大島線が通っている。災害時の緊急輸送路としては、市道下九沢大島線、県道48号鍛冶谷相模原線及び同路線から避難所である各小中学校へ指定されている。

(3) 小中学校及び避難所・広域避難場所等

大沢地区には4校の小学校(大沢小学校、大島小学校、九沢小学校、作の口小学校)と2校の中学校(内出中学校、大沢中学校)があり、災害時には避難所として指定されている。(大沢小学校については、避難所・救護所の指定)

なお、風水害時避難場所「洪水」として、相模川自然の村野外体験教室及び大島小学校が指定され、「土砂」として、大沢公民館が指定をされている。

また、大沢地区の広域避難場所としては、旧職業能力開発総合大学校・相模原北公園が指定されており、近隣の広域避難場所として、下九沢団地一帯が指定をされている。

第4章 防災アセスメント調査による地区被害想定

(平成26年5月)

1 想定地震と条件

想定地震と発生時刻等の条件は、次のとおりである。

想定地震	相模原市東部直下地震	本市の東部地域直下の地震（マグニチュード 7.1）
	相模原市西部直下地震	本市の西部地域直下の地震（マグニチュード 7.1）
	大正関東タイプ地震	相模トラフで発生する マグニチュード 8クラスの海溝型地震
条件	季節・時刻	夏 12時、冬 18時、冬深夜 2時の3ケース
	天候	晴れ、風速 3m（本市の平均風速）

2 建物被害

建物被害は次のとおりである。（冬 18時）

想定地震	建物総数	全壊	焼失	大規模半壊	半壊
東部直下地震	8,935	420	54	3	1,259
西部直下地震	8,935	407	19	3	1,246
大正関東タイプ地震	8,935	28	0	0	355

3 人的被害

		東部直下地震	西部直下地震	大正関東 タイプ地震
冬2時	死者	26	26	1
	閉込者	133	129	9
	重傷者	35	34	2
	軽傷者	219	214	55
冬18時	避難者当日	1,041	961	122
	避難者1週間後	2,542	2,468	830

単位：人

4 ライフラインの被害予測

緑区で想定されているライフライン被害は次のとおりである。

(1) 上水道（西部直下地震）

夜間人口	給水人口	断水域内人口			断水人口率		
		1日後	1週間後	1か月後	1日後	1週間後	1か月後
176,192	172,185	132,353	99,642	18,811	77%	58%	11%

(2) 都市ガス（東部直下地震）

夜間人口	都市ガス 供給域内人口	供給停止人口率		
		1日後	1週間後	1か月後
176,192	97,972	100%	98%	62%

(3) 電気（西部直下地震）

夜間人口	停電域内人口			停電人口率		
	1日後	3日後	1週間後	1日後	3日後	1週間後
176,192	117,277	45,685	3,084	67%	26%	2%

大沢地区では、想定地震である東部直下地震と西部直下地震の震源域が重なりあう地区であり、想定地震によっては、被害量が異なるため、最大被害量となる想定地震から抽出した。

2 災害予防計画

第1章 災害に強い地区づくり

1 基本方針

震災時の火災や火災による延焼被害等を最小限にとどめるため、倒壊の危険性のある空き家対策や中高層共同住宅等の災害対策及び大沢地区の特性に応じた災害対策を促進し、生命と財産を守る災害に強い大沢地区づくりを推進する。

2 自主防災組織の育成支援

- (1) 大沢地区は、地区防災活動の推進を図り、自治会等を中心とした自主防災組織の育成を推進するとともに大沢地区内の防災リーダーを支援する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- (2) 大沢地区は、自主防災組織が、災害時に有効に活動できるよう組織の充実強化を図るための訓練等を支援する。

3 自主防災組織の編成と各班の役割

(1) 単位自主防災組織

単位自主防災組織は、各自主防災組織の規模や活動の状況等に応じて編成することが大切であり、円滑な防災活動を行えるよう、以下の基本的な方針に沿った組織づくりとする。

自主防災隊長	地区連合自主防災組織との連絡調整や防災訓練等の計画・実施、組織内の情報伝達体制の整備
副隊長	自主防災隊長の補佐
防災部長	自主防災隊長の補佐及び防災活動に係る各班への専門的、技術的指導・指揮

本 部	各班の総合調整、地域全体の防災活動の統率
情報連絡班	情報の収集・伝達活動
初期消火班	消火器等による初期消火活動
救出・救護班	負傷者の救出・救護活動
避難誘導班	住民の避難誘導活動
避難所運営班	避難所の運営活動
給食・給水班	炊き出し等給食・給水活動
災害時要援護者支援班	災害時要援護者への支援活動

【各班の平常時・災害時の役割】

	平常時	災害時
情報連絡班	啓発活動、情報伝達訓練及び連絡様式の準備等。	被害情報等を収集し、地区連合自主防災組織を通じて、市の現地対策班に連絡するとともに、正しい情報を住民に伝達する。
初期消火班	消火技術の習得や消火器等の事前点検を行うとともに、地域の事業所が持つ自衛消防隊との連絡体制の構築に努める。	安全を確保しつつ、初期消火活動を行い、火災の拡大を防御する。
救出・救護班	救出方法、応急手当の方法、担架搬送の要領等の技術を習得する。	周囲の人の協力を求め、負傷者等の救出・救護活動を行う。負傷者の応急手当と救護所への搬送。
避難誘導班	避難経路の安全チェック、危険要素のチェックを行う。	全員が安全に避難できるように避難誘導を行う。避難者の安全確保、安全確認を行う。
避難所運営班	避難所運営本部の立ち上げ及び運営方法について訓練を行う。	施設管理者や市職員と協力し、「避難所運営本部」を立ち上げ、避難所の自主的な運営を行う。
給食・給水班	炊き出し方法、給食の配分方法、給水方法を習得する。	給食・給水のルールをつくり、秩序ある給食・給水活動を行う。
災害時要援護者支援班	要援護者の把握、支援方法の確立に努める。	関係団体や地域住民と協力して、要援護者各人の要望を親身になって聞き、要援護者活動に取り組む。

(2) 地区連合自主防災組織

地区連合防災隊長	防災に関わる市との連絡調整や地域防災訓練等の計画・実施、地区連合自主防災組織間の連絡協力体制づくり
副隊長	地区連合防災隊長の補佐
防災専門員	地区連合防災隊長の補佐及び防災活動に係る専門的、技術的指導・指揮

平常時	災害時
<p>地区連合防災隊長や防災専門員は、協力・連携し、情報の収集・伝達訓練、避難誘導訓練、避難所運営訓練、炊き出し等給食・給水訓練、災害時要援護者支援訓練など、単位自主防災組織を超えた地域防災訓練、イベント等の計画・実施を行う。</p> <p>地区連合防災隊長や防災専門員は、市や構成単位自主防災組織との間に立ち、防災関連情報等の連絡や防災訓練等に関する調整などを行う。</p>	<p>災害時には、地区連合防災隊長や防災専門員など、事前に決められた人員により、本部を設置し、市（現地対策班）・単位自主防災組織との間に立ち、情報のとりまとめ・伝達活動を行う。</p> <p>単位自主防災組織や避難所間の連絡・調整をするとともに、被害の大きいところに集中的な対応を行うなど、単位自主防災組織を超えた効果的な災害対応を行う。</p> <p>なお、地区連合自主防災組織の本部は、市の現地対策班とともに、各出張所及び本庁管内公民館に設置する。</p>

4 自主防災組織との連携

事業者・中高層共同住宅居住者及び管理者等については、自主防災組織が行う各種役割について、積極的に協力するとともに、大沢地区内での地域コミュニティの形成を図るよう努める。

また、災害時に備え円滑な防災活動を行えるよう、各種役割分担や連絡体制の充実強化に努める。

5 出火防止及び初期消火対策

(1) 出火防止

大地震時等においては、各所に同時多発的な出火が考えられ、道路、建物の損壊による障害物などが重なると、消防力は大きく阻害される。また、強風、夜間といった悪条件が加わると一層火災の拡大が懸念されることから、出火防止の徹底を図るため、各家庭において、主として次の事項に重点を置いて点検整備する。

火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況

可燃性危険物品等の保管状況

消火器等の消火資機材の整備状況

その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

大地震発生時等には、火災の同時多発、消防車の通行不能、消火栓の使用不能等により、消防機関の活動は通常の火災の場合よりも大幅に制限される。

すべての住民が自宅や近隣所といったごく身近なところで初期消火活動を実践し、火災の拡大を防御することが重要であるため、安全を確保しつつ、迅速に初期消火活動を行い、火災の拡大を防御する。

初期に消火することができるようにするため、次の消火資機材を配備する。

可搬式（小型）動力ポンプの防火水槽付近への配備

消火器、簡易消火具等の各家庭への配備

6 火災延焼対策

甚大な人命被害をもたらす市街地大火や火災旋風など、大規模地震に伴う火災延焼を最小限にとどめるために、道路の拡幅や建築物の不燃化を推進する。

また、木造密集地など市街地大火の危険の高いところや高層建物など炎上による死亡リスクの高いところについては、感震ブレーカーの設置を促進するなどの啓発を行う。

7 空き家対策

市と連携して、所有者等による空き家の適正管理を啓発するとともに、利活用や危険な空き家の防止を促すことにより、新たな空き家の発生を抑制し、地区の防災力向上につなげていく。

8 災害危険の把握

災害予防に資するため、次のとおり地区固有の防災問題に関する把握を行う。
また、それらを記載した地図を作成し、大沢地区内で情報共有する。

(1) 把握事項は、次のとおりとする。

危険地域、区域等

大沢地区の防災施設、設備

過去の災害履歴、災害に関する伝承

(2) 把握の主な方法は、次のとおりとする。

相模原市防災アセスメント調査

相模原市地区別防災カルテ

相模原市ハザードマップ（洪水・土砂）

防災まちあるき

9 中高層共同住宅等の災害対策

中高層共同住宅等の管理者は、敷地・建物内に防災備蓄スペース、防災対応トイレなど、ライフラインが復旧するまでの間、居住者が自立生活できるための震災対策用設備等を確保するよう努める。

また、必要に応じ火災対策として、感震ブレーカー等の設置に努める。

第2章 災害に対する備え

1 基本方針

日ごろから災害に対する十分な備えを行うとともに、発災直後の迅速かつ効果的な対応を図ることで被害を軽減する。

2 防災知識の普及・啓発

地区住民の防災意識を高揚するため、次のとおり防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項は、次のとおりとする。

防災組織及び防災計画に関すること。

地震、火災、水災等についての知識に関すること。

各家庭における防災上の留意事項に関すること。

地震発災後72時間における活動の重要性に関すること。

食料等を最低3日以上確保することの重要性に関すること。

(1週間分程度が望ましい)

住宅の安全対策に関すること。(耐震化、感震ブレーカー、家具の固定等)

ブロック塀の安全対策に関すること。

その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法は、次のとおりとする。

広報誌、パンフレット、リーフレット、チラシ等の配布

講演会、座談会、映画上映会等の開催

パネル等の展示

防災地図等の作成

(3) 実施時期

火災予防運動期間(春季3/1~3/7、秋季11/9~11/15)、市防災週間等防災関係諸行事(市防災週間・毎年7月第1土曜日から始まる1週間)の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

3 災害に備えた各家庭での取組

月に一度は家族全員で防災会議を開き、地震災害を想定して、わが家の安全対策や避難の方法・緊急連絡手段等の取り決めなどの話し合いを行う。また、非常持ち出し品や防災用具の点検や補充を随時実施する。

4 防災訓練の実施

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、災害時要援護者対策等が迅速かつ適切に行えるよう、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種類

訓練は、個別訓練・総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

(2) 個別訓練の種類（自主防災組織単位）

情報収集・伝達訓練

消火訓練

避難訓練

救出・救護訓練

給食・給水訓練

図上訓練（DIG¹、HUG²）

クロスロード³

(3) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

また、相模原市等が行う訓練に参加する。

(4) 体験イベント型訓練

防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行うものとする。

(5) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(6) 訓練の時期及び回数

訓練は、原則として春季（3/1～3/7）及び秋季（11/9～11/15）の火災予防運動期間中並びに防災の日（9/1）に実施する。総合訓練にあっては年1回以上、個別訓練にあっては随時実施する。

5 防災資機材等の点検・管理

防災資機材等の備蓄及び管理に関しては、次により行う。

(1) 配備計画

【資料-配備計画書】

(2) 定期点検

市防災週間（毎年7月第1土曜日から始まる1週間）を全資機材の点検日とする。

¹災害図上訓練 地図を用いて防災対策を検討する訓練のこと ²避難所運営ゲーム 避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験するゲーム ³阪神・淡路大震災で、災害対応にあたった神戸市職員の体験談をもとに作成されたカードゲーム形式の防災教材

6 消防団の平常時の活動

消防団は、消防本部や消防署と同様、消防組織法に基づき、それぞれの市町村に設置される消防機関です。地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っています。

(1) 平常時の任務

火災予防啓発活動

地区の防災訓練や市が行う総合防災訓練に参加したり、各種火災予防運動などを通じて火災予防を呼びかけています。

消防施設の保全

各分団には、その活動の拠点となる詰所があり、火災等の災害に備えて常に整備された状態で管理されています。また、各分団に配備されている機械器具等についても最善の状態に管理するとともに、器具の取扱い訓練を通じて、その習熟に努めています。

教育訓練

消防団の任務遂行に必要な専門的知識や技能を習得するために様々な研修、教育及び訓練を行っています。

地区の行事等への参加

地区の行事（お祭り等）での警戒活動や防災指導。地区会合へ出席し、消防団活動の紹介や防火防災の広報活動などを行っています。

(2) 消防団の主な施設・装備の点検・整備

消防団が効果的な災害活動を行うため、消防団詰所、消防車両および可搬ポンプなどの施設や資機材、防火衣などの装備を点検整備しています。

7 災害時要援護者の把握、避難支援体制

災害が発生した場合に、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者などに対する適切な応急対応及び救援活動を行うため、各地域の特性や実情を考慮し、日頃から大沢地区のコミュニティの形成や社会福祉活動に積極的に取り組み、災害時に備える。

なお、単位自治会などを中心とした災害時要援護者への避難支援体制づくりについては「災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考にして対策に努めることとする。

(1) 災害時要援護者名簿・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため災害時要援護者名簿・マップ等を作成し、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会等と連携を取り合って原則年1回更新する。

(2) 災害時要援護者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害時要援護者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討し、訓練等に反映させる。

(3) 災害時要援護者の避難支援

市長から避難指示、勧告等が出たとき、又は大沢地区防災組織の会長等が避難の必要があると認めたとき、会長等の避難支援開始の指示に基づき、災害時要援護者を安全に避難場所へ誘導を行う。

(4) 避難場所

避難経路 別紙大沢地区防災カルテ等参照

避難場所 次のとおり（一時避難場所は別表とする）

広域避難場所	旧職業能力開発 総合大学校	相模原北公園	下九沢団地一帯
避難所	大沢小学校	大島小学校	九沢小学校
	作の口小学校	内出中学校	大沢中学校
救護所	大沢小学校		
風水害時避難場所	大沢公民館（土砂）	大島小学校（洪水）	相模川自然の村野外 体験教室（洪水）

風水害時避難場所

- ・大雨による被害から一時的に逃れるために避難する場所
- ・各自治会が指定する建物（自治会館等）自治会が運営
- ・市が指定する公共施設（公民館等）市の職員が運営

(5) 避難計画書（資料）

災害時要援護者避難支援

災害時要援護者の避難支援には、マンパワー等の支援する力が不可欠であり、実効性のある避難支援を計画するために、避難支援等関係者になり得る者の活動実態を把握して、地域における避難支援等関係者をあらかじめ決めておくことが望ましい。その際、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織に限定して考える必要はなく、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情にあった者とする。

また、避難支援等関係者となりうる者をより多く確保するのに当たっては、年齢要件等にとらわれず、地域住民の協力を幅広く得ることとする。

3 応急対策計画 (地震・風水害)

第1章 地区災害対策本部活動

1 地区災害対策本部の設置

相模原市で「震度5強」以上の地震が観測された場合、または東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合、もしくは風水害等により、大沢地区に甚大な災害被害が想定される場合には、大沢まちづくりセンター事務室に「大沢地区災害対策本部（以下「本部」という。）」を設置する。

本部を設置した場合には、「市緑区本部大沢まちづくりセンター班現地対策班(以下「市大沢現地対策班」という。）」にその旨を連絡する。

2 本部の活動

本部は、大沢地区内の被害情報等の収集及び災害時要援護者の避難支援を行うとともに、大沢地区の状況について市大沢現地対策班に報告する。

また、避難所運営協議会と市大沢現地対策班との連絡・調整を行う。

3 本部の廃止

地震、風水害等による災害発生のおそれなくなった場合、東海地震予知情報及び警戒宣言が解除された場合、もしくは発生した災害・応急対策が概ね終了したと認められる場合には、本部を廃止する。

本部を廃止した場合には、市大沢現地対策班にその旨を連絡する。

4 災害時の動員・連絡体制

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、会長等は地区内の連絡体制基準等により動員を行う。ただし、状況により必要と認められるときは、基準と異なる動員を行うことができる。

5 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な防災・応急措置を行うため、情報の収集・伝達を次により行う。

（情報の収集・伝達の方法）

情報の収集・伝達は、テレビ、ラジオ、各種電話、防災行政無線（ひばり放送）、ファックス、インターネット、伝令等による。

情報は、簡潔明瞭が肝心であり、「いつ、どこで、なにが、（だれが）、どうして、どのように」の要領で情報を収集し、伝達する。

第2章 応急対策活動

1 水防活動、初期消火活動

(1) 水防活動

風水害時、雨量の増加による浸水(内水)や河川水位が堤防高近くになった場合には、浸水(内水)被害や堤防被害を防ぐため市及び消防機関に協力し土のう積を行う。

(2) 初期消火活動

発災後、初期段階においては、大沢地区住民及び自主防災組織等は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

なお、火災に際しては初期消火が特に重要になるため、自主防災組織等は各家庭に対して、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

2 救出・救護・搬送

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を必要とする者が生じたときは、直ちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は、救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 救出・救護活動等の原則

救出・救護活動は、救命処置を必要とする者を優先して行う。

救出・救護の事態が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出・救護を優先して実施する。

傷病者の救急搬送は、救命・救急処置を必要とする者を優先して、医療機関等に搬送し、その他の傷病者は、消防団員、自主防災組織等の協力を得て、自主的な応急手当を行う。

(3) 医療機関等への搬送

救出・救護班は、負傷者が医師の手当を必要とするとき、または避難所から医療機関等への搬送が必要とされる時は、原則として、救護所または拠点救護所に搬送する。

大沢小学校(救護所)

相模原中央メディカルセンター(拠点救護所)

森田病院、山瀬整形外科(地域救護病院)

相模原協同病院、相模原赤十字病院(災害医療拠点病院)

その他(別添大沢地区防災カルテ等参照)

(4) 防災関係の出動要請

救出・救護班は、防災関係機関による救出が必要であると認めるときは、119番通報し、防災関係機関の出動を要請する。

3 避難誘導

災害が発生し、又は発生のおそれがあり、人命に危険が生じ、又は生じる恐れがあるときは、区域内にいる全ての人に対して、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

市長から避難指示、勧告等が出たとき、又は地区防災組織の会長等が避難の必要があると認めたとき、会長等は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、会長等の避難誘導開始の指示を受けた時は、避難計画に基づき、住民を避難場所に誘導する。

(3) 避難所の管理・運営

災害時における避難所管理・運営については、各避難所運営マニュアルのとおりとする。

(4) 避難場所

避難経路 別紙大沢地区防災カルテ等参照

避難場所 次のとおり（一時避難場所は別表とする）

広域避難場所	旧職業能力開発 総合大学校	相模原北公園	下九沢団地一帯
避難所	大沢小学校	大島小学校	九沢小学校
	作の口小学校	内出中学校	大沢中学校
救護所	大沢小学校		
風水害時避難場所	大沢公民館（土砂）	大島小学校（洪水）	相模川自然の村野外 体験教室（洪水）

風水害時避難場所

- ・大雨による被害から一時的に逃れるために避難する場所
- ・各自治会が指定する建物（自治会館等）自治会が運営
- ・市が指定する公共施設（公民館等）市の職員が運営

(5) 避難計画書（資料）

4 災害時要援護者対策

災害時において、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者に対して、大沢地区住民及び関係機関等の協力を得て、効果的な応急対策を総合的かつ優先的に行うものとする。

(1) 災害発生時の対応

災害発生後概ね3日間を目途に、災害時要援護者の安否確認や避難支援等の支援活動を積極的に行うこととする。

なお、単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考にして対策に努めることとする。

(2) 情報収集

大規模災害が発生した場合、支援組織は安全が確保される範囲内において、支援台帳等をもとに災害時要援護者宅の個別訪問など、主体的に安否確認を行い、大沢地区内支援組織間での情報を共有するとともに本部に報告する。

なお、単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考にして対策に努めることとする。

(3) 避難誘導

発災後の避難誘導方法及び災害時要援護者別状況の対応については「災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考に行うこととし、避難経路、避難場所については、安全を確認の上、指定された場所等に速やかに誘導することとする。

5 住民の安否確認

大沢地区内の自主防災組織等は、避難所運営協議会及び市大沢現地対策班から、住民の安否確認の情報収集を行い、必要に応じて救出・救護班、避難誘導班等により編成された、現地確認班等が、安全が確保される範囲内において現地確認を行い、住民の安否確認の情報収集を行う。

また、収集された情報については、適時、本部に報告を行い、報告を受けた本部は、随時、市大沢現地対策班に報告する。

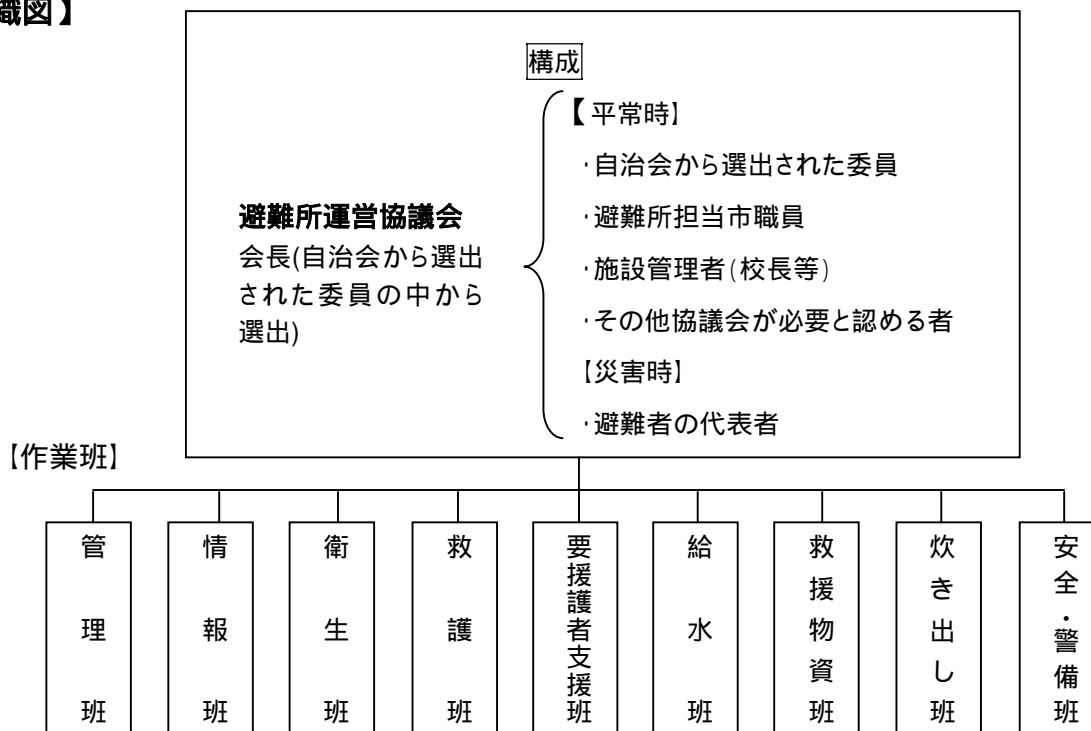
6 在宅避難者の把握・支援

大沢地区内の自主防災組織等は、避難所運営協議会及び市大沢現地対策班から、在宅避難者の情報収集を行うとともに、随時、現地等での情報収集を行い、必要に応じて、避難所運営協議会及び市大沢現地対策班と協力して在宅避難者への支援を行う。

7 避難所運営

避難所運営については、「避難所運営マニュアル」に基づき、避難所運営協議会が中心となって、避難所運営を行うこととする。

【組織図】



【各班の役割】

班名	平常時	災害時
管理班	<ul style="list-style-type: none"> 避難所運営方法の検討 生活ルールの作成 検討及びルールに基づいた訓練の実施 	避難所の安全管理、居住区画の設定等、衛生対策
情報班		避難者名簿の作成、市災害対策本部等との情報交換、避難者への情報提供、避難所の設営及び避難者の受入れ
衛生班		施設のトイレ衛生対策、ペット同行避難者への対応
救護班		負傷者の救護、けがをしている場合の救護者への対応
要援護者支援班		要援護者を巡回し、個々の状況の聞き取り調査
給水班		飲料水の確保、不足した場合の対応
救援物資班		救援物資の受入れ、救援物資の配布、物資の要請
炊き出し班		炊き出しの実施、水食料などの要請
安全・警備班		避難所内での事故・盗難防止等の安全管理

8 ボランティアの活動について

災害時におけるボランティア活動による支援については、市大沢現地対策班等と連絡調整を行い、以下の各種活動分野に対して、必要に応じて支援を要請することとする。

(1) 専門ボランティアの活動分野

- ア 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、柔道整復師等）
- イ 福祉（手話通話、介護士）
- ウ 無線（アマチュア無線技士、タクシー無線）
- エ 特殊車両操作（大型重機等操作資格者）
- オ 通訳（外国語通訳）
- カ 被災建築物の応急危険度判定（応急危険度判定士）
- キ 相談業務（弁護士、会計士、カウンセラー等）
- ク その他専門知識や技能を必要とする分野

(2) 生活支援ボランティアの活動分野

- ア 救援物資の整理、仕分け、配分
- イ 避難所の運営補助
- ウ 救護所の運営補助
- エ 清掃
- オ 災害時要援護者等の生活支援
- カ 広報資料の作成
- キ その他危険のない作業

9 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の地区防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

<p>他の自主防災組織との連携強化する</p>	<p>単位自主防災組織を超えた連携として、地区連合自主防災組織があるが、その他、以下のような連携づくりに努める。 隣接する自主防災組織との連携（小規模な組織での合同訓練の実施等） 地区連合自主防災組織間の連携・協力応援体制</p>
<p>市の支援体制を活用する</p>	<p>自主防災組織は、防災の専門家や関係機関の指導、助言を必要とする面もある。各種訓練の実施や日常活動を効果的に進めるためには、行政機関や防災関係機関との協力関係が必要である。 毎年、「自主防災組織変更届出書」を大沢まちづくりセンター等に提出する際や、自主防災訓練、防災研修会、事業所訓練を実施するため「防災訓練等実施申請書」や「消防訓練等実施申請書」を受持ちの消防署所に申請することによって、様々な市からの支援が受けられる体制となっている。</p>
<p>事業所との協力関係を構築する</p>	<p>平日の昼間への対応として、地域にある事業所と協力関係を構築しておくことは有効な手段である。 平常時の連携づくり ・事業所の自主防災組織への参加促進 ・事業所の防災訓練への参加促進 災害時における協力関係の構築 ・事業所内で編成する自衛消防隊の初動期での周辺地域への応援 ・事業所で保有する重機・機器及び関係施設の活用 市の役割 ・事業所への意識啓発 ・協力関係構築に関する指導</p>
<p>避難所運営を念頭においた協力体制をつくる</p>	<p>避難所の運営は、避難者や自主防災組織が中心に行うことになるが、避難所の運営を円滑に行うため、平常時から、同一避難所に避難する単位自主防災組織相互、校長等及び避難所担当市職員とそれぞれの役割、業務内容などについて理解を深める協議の場を設けるとともに、実践的な避難所運営訓練を行うことが必要である。 特に、単位自主防災組織の避難所運営班は、避難所運営本部の立ち上げを行うとともに、運営本部内に組織される各作業班に加わり、具体的な運営管理を行う。</p>
<p>協力を依頼する人達との取り決めを行う</p>	<p>医療関係従事者、民生委員・児童委員、建設業関係従事者、大型建設機械の操作技術者、その他の特殊技能者、アマチュア無線や手話通訳、救急救命士、応急危険度判定士等の資格取得者、ボランティア活動の希望者など、災害時に協力を依頼することが考えられる人、特に地域に在住・在勤している人達と災害時の協力・応援に関する取り決めを結んでおくことは、いざというときに非常に役に立つ。</p>

自治会指定一時避難場所一覧

一時避難場所	長徳寺(1) (緑区大島 756)	大沢小学校(2)(5) (緑区大島 1566)	日々神社(3) (緑区大島 2250)
	常盤子ども広場(3) (緑区大島 2652-1.2.3)	常盤自治会館(3) (緑区大島 2230-4)	古清水自治会館(4) (緑区大島 2357-2)
	大島小学校(5) (緑区大島 1121-19)	九沢子ども広場(6) (緑区下九沢 2359-1.5)	日之森神社(6) (緑区下九沢 2354-1)
	八坂神社(6) (緑区下九沢 1991-3)	大沢郵便局駐車場(6) (緑区下九沢 1752-3)	御嶽神社(7) (緑区下九沢 1336)
	宮下自治会館脇駐車場(8) (緑区下九沢 582)	作の口児童館・子供広場(9) (緑区下九沢 498-1)	上九沢集会所(10) (緑区上九沢 4-19)
	三菱神明平自治会室(11) (緑区田名 2581-1)	内出中学校(12) (緑区下九沢 2845)	作の口小学校(13) (緑区下九沢 459-1)
	大島団地公園(14) (緑区大島 11)	西内出公園(15) (緑区下九沢 1475-8)	九沢小学校(16)(19) (緑区大島 1859-3)
	7号棟前広場(17) (緑区下九沢 1558)	大沢団地スポーツ広場(18) (緑区下九沢 1764)	塚場公園(19)(20) (緑区下九沢 1590-1)

名称括弧内数字が自治会一覧の数字

大沢地区自治会一覧

1. 上大島	2. 中の郷	3. 常盤	4. 古清水
5. 上九沢	6. 九沢	7. 塚場	8. 下九沢宮下
9. 作の口	10. 上九沢西	11. 三菱神明平	12. 上九沢中央
13. 桜木台	14. 県営大島団地	15. K Y B 社宅	16. 神明平
17. 上中ノ原団地	18. 大沢団地	19. ヒルズ橋本南	20. グリーンビル下九沢

大沢地区まちづくり会議
大沢地区防災計画検討協議会

資 料 編

大沢地区災害時初動マニュアル

1. 地震時の初動体制

地震は、震度 5 弱を超えると大半の人が恐怖を覚え物につかまりたいと感じる。また震度 5 強になると棚から物が落ちたり、窓ガラスが割れて落ちたりすることがある。震度 6 弱以上となるとわずかだが全壊住宅が始め、震度 6 強で全壊住宅が急増する。

このように震度によって被害の程度は大きく異なるので、震度を目安に次のとおり大沢地区の初動体制を定める。震度が確認できない場合は、「(3) 震度の目安」により自らが判断することとする。

ただし、全ての防災行動は、自身と家族の安全を確保してから行うことが大前提であることを事前に大沢地区で合意しておく。

(1) 震度 5 弱の対応（警戒本部設置）

【地区連合自主防災組織役員及び自主防災組織役員】

それぞれが自主的に大沢まちづくりセンターもしくは指定集合場所等へ集合し、地区災害警戒本部を設置する。

情報連絡班は、テレビ、インターネット等により情報を収集する。

会長等は、避難誘導班及び災害時要援護者班に要援護者の安否を確認させる。

被害が発生している場合は、地区災害対策本部に切り替え各班で対応に当たる。

【避難誘導班・災害時要援護者班】

要援護者の安否確認を行う。

必要に応じ、本部へ支援を求める。

【初期消火班、救出・救護班、給食・給水班の各班員】

各班員は、自宅周辺で被害があった場合は、班長（副班長）へ報告する。

班長からの指示があるまで自宅で待機する。

(2) 震度 5 強以上の対応（地区災害対策本部設置）

【地区連合自主防災組織役員及び自主防災組織役員と情報連絡班】

それぞれが自主的に大沢まちづくりセンターもしくは指定集合場所等へ集合し、地区災害対策本部を設置する。

会長等は、被害状況の把握に努め、各班に指示を出し対応に当たらせる。

班長、副班長は、会長等の指示により災害対応に当たる。

情報連絡班は、災害情報を収集し、必要に応じて住民等へ伝達する。

情報連絡班は、住民等の安否情報を集約し、随時会長等に報告する。

情報連絡班は、各班から入手した情報を整理し記録する。

【避難誘導班・災害時要援護者班】

地区災害対策本部もしくは指定集合場所等に直接参集せず、複数名で近隣単位に集合して、住民等（要援護者を含む）の安否確認を行う。

要援護者の個別支援者は、直接担当する要援護者の安否確認を行う。

可能な限り班長に安否確認着手の連絡をいれ、終了後は結果報告を行う。

安否確認中に火災又は要救助者を発見した場合は、消防署及び地区災害対策本部等に対して消火又は救助を要請し、他者が到着するまで応急対応を行い、他者が到着後は安否確認を継続する。

避難者は安全なところへ待機させておき、安否確認が終了した後、揃って避難所等へ移動させる。

【初期消火班】

火災を発見しない限りは、まずは地区災害対策本部もしくは指定集合場所等へ集合し、火災を発見した場合は、消防署並びに地区災害対策本部等に連絡を入れた後、現地で消火作業に当る。

班長の指示により、火災発生現場へ駆けつけ消火作業を行う。

状況によっては、救出・救護班とともに救出・救護活動を行う。

住民等の安否が確認できたら、道路や山の斜面に亀裂等が無いが被害状況を点検し、異常が見られた場合は大沢まちづくりセンター現地対策班に連絡する。

【救出・救護班】

家屋倒壊などの被害が見られない場合は、まずは地区災害対策本部もしくは指定集合場所等に集合する。

地区をパトロールして、被害状況を把握する。

班長の指示により、要救助者の救出・救護活動を行う。

状況によっては、消火班とともに消火活動を行う。

【給食・給水班】

地震災害の初動時には、避難誘導班とともに住民等の安否確認を行う。

(3) 震度の目安

震度	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
4	歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。	棚にある食器類は音を立てる。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。固定していない家具が移動することがある	電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じる。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しい。	棚にある食器類、書棚の本で落ちるものが多くなる。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。 <u>木造の全壊住宅が発生する。(数は少数)</u>
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れに	固定していない家具の殆どが移動し、倒れるものが多くなる。	補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。 <u>木造の全壊住宅が急増する。</u>
7	ほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。 <u>耐震補強の無い鉄筋コンクリート構造物の多くが崩れる。</u>

(4) 地震後に家を離れる場合の注意点

地震後に家を離れる場合は、必ずガスの元栓を締め、電気のブレーカーを落とさなければならない。電気ストーブ等のそばに可燃性物質が転がっている場合があり、停電が回復すると可燃物に着火し、通電火災が発生する可能性が高いので、特に注意が必要。

2. 風水害時の初動体制

風水害は、突発的なゲリラ豪雨などは別にして、事前に气象台などから情報が入るとともに、自らもインターネットで各地の降雨量や河川の水位情報等を入手することができるので、地震災害と比べ十分な事前準備が可能である。

市から発する洪水に係る避難情報（避難準備情報、避難勧告、避難指示）は、国県の直轄河川の堤防決壊を想定し、河川の水位の上昇度合いによって段階的にその危険度を通知するもので、内水氾濫を考慮したものではない。避難準備情報を発令した段階で、既に内水が溢れ、道路が冠水する可能性もあることを十分理解しておく。

したがって、初動体制は、市からの避難情報だけに頼るのではなく、地区独自の基準を設けて対応することが必要。

（1）大雨洪水警戒本部の設置

地区連合自主防災組織役員は、次のいずれかがあったときに、大沢まちづくりセンター等に集合し、地区災害警戒本部を設置する。

ただし、会長等からの連絡により集合する。

气象台が、大雨・洪水警報を発表したとき

相模川中流の水位が氾濫注意水位（レベル2）6.50mに到達したとき

一時間に50mm以上の土砂振り雨が降ったとき

一時間に50mm以上の雨が降ると、水しぶきであたり一面、白くなる。

その他、会長等が必要と感じたとき

（2）大雨洪水警戒本部の設置時の各班の役割

【地区連合自主防災組織役員及び自主防災組織役員と情報連絡班】

緊急連絡網により、地区防災構成員に警戒本部の設置を連絡する。

要援護者に対して、個別支援者を通じて警戒本部の設置を連絡する。

情報連絡班は、集合後、テレビやインターネット等により気象情報を収集する。

情報連絡班は、住民等に注意喚起する。

【水防班】

班長の指示により、住民等の危険箇所や冠水常襲箇所をパトロールする。

異常があった場合は、本部へ連絡する。

【避難誘導班】

要援護者の所在を事前に確認をしておく。（自宅か自宅以外か）

要援護者等へ随時情報提供を行うとともに、いつでも避難できるように事前準備をお願いしておく。（食料、常備薬等の準備を促す。）

【救出・救護班】

救助用具を直ぐに持ち出しできるよう事前準備を行う。

【給食・給水班】

非常食など備蓄物資の点検を行っておく。

【その他の班員】

直接役割の無い班員は、班長の指示があるまで自宅待機とする。

(3) 大雨洪水対策本部の設置

会長等は、次のいずれか事項が発生した時は、地区防災組織の構成員に大雨洪水対策本部を設置することを宣言するとともに、住民等に地区災害対策本部設置を周知する。

市が避難準備情報を発表したとき

気象台が相模原市に土砂災害警戒情報を発表したとき

地区内の国・県・市道等が冠水するか冠水することが予想される時

地区内で要避難者が出たとき

その他、会長等が必要と感じたとき

(4) 地区災害（大雨・洪水）対策本部設置時の各班の役割

地区災害（大雨・洪水）対策本部設置時には、班ごとに次の役割を担うが、これは一つの目安に過ぎず、状況に応じて会長等の指示により班の枠を超えた支援体制を組むものとする。

【地区連合自主防災組織役員及び自主防災組織役員と情報連絡班】

会長等は、気象状況や河川水位の把握に努め、各班に指示を出し対応に当たらせる。

班長、副班長は、会長等の指示により災害対応に当たる。

情報連絡班は、災害情報を収集し、必要に応じて住民へ伝達する。

情報連絡班は、住民等の安否情報を集約し、随時会長等に報告する。

情報連絡班は、各班から入手した情報を整理し記録する。

【避難誘導班・災害時要援護者支援班】

要援護者へ随時災害情報の提供を行うとともに、状況に応じて早めの避難支援を行う。避難準備情報を要援護者の避難支援の目安とする。

市の避難勧告を合図に、一定のエリアごとに住民を集団で避難させる。

【給食・給水班】

地区の備蓄物資もしくは各家庭から持ち寄った食材で炊き出しを行い、災害対応従事者に対して後方支援を行う。

水害時の避難所における食料、飲料水、毛布などは避難者各自が持参することが原則であるが、不足が生じる場合に備えて、予め準備しておく。

【水防班】

堤防の越水を防ぐため、土のう積みを行う。

【救出・救護班】

避難が遅れたものを救助する。

(5) 災害時要援護者の避難支援

個別支援計画の策定

要援護者には、平素から複数名の個別支援者を定めておく（個別支援計画の作成）と共に、平素から要援護者の体調などを把握し緊急時の個別支援の参考とする。

避難支援のタイミング

要援護者の避難支援のタイミングは、市が発表する避難準備情報を基本とするが、避難準備情報が発表される前に道路が冠水する場合もあるため、道路の冠水状況等を十分把握し、避難準備情報を待たずに避難支援を行うことも必要。

市は、避難準備情報の段階から避難所の開設を始めるため、避難準備情報を待たずに指定避難所へ避難する場合は、事前に市と調整を行う。

水平避難と垂直避難

寝たきりで介護が必要な要援護者等は、悪天時、屋外を移動させること自体が体調を悪化させる原因となる場合がある。そのことを踏まえ、一律に指定避難所への避難（水平避難）を優先させるのではなく、状況に応じ自宅若しくは周辺施設の2階以上への避難（垂直避難）も選択肢とする。

(6) 住民等の避難支援

安全性の高い方を選択

避難とは、自宅に留まることと指定避難所への避難とどちらがより安全かの選択である。したがって、洪水や土砂災害を警戒しての避難なら、自宅が2階建て以上の者が平屋の指定避難所に避難する必要はない。より安全だと思われる方を選択すればよい。

住民等の避難支援のタイミング

市が発表する避難勧告を基本とするが、避難勧告が発表される前に道路が冠水する場合もあるため、道路の冠水状況等を十分把握し、避難勧告を待たずに避難支援することも必要。

災害時自主防災組織活動の流れ

連絡先は各まちづくりセンター、公民館

地区連合自主防災組織の本部及び現地対策班は、以下の地域振興課、各まちづくりセンター及び本庁管内公民館に設置される。

緑区

緑区役所地域振興課、大沢、城山、津久井、相模湖、藤野まちづくりセンター

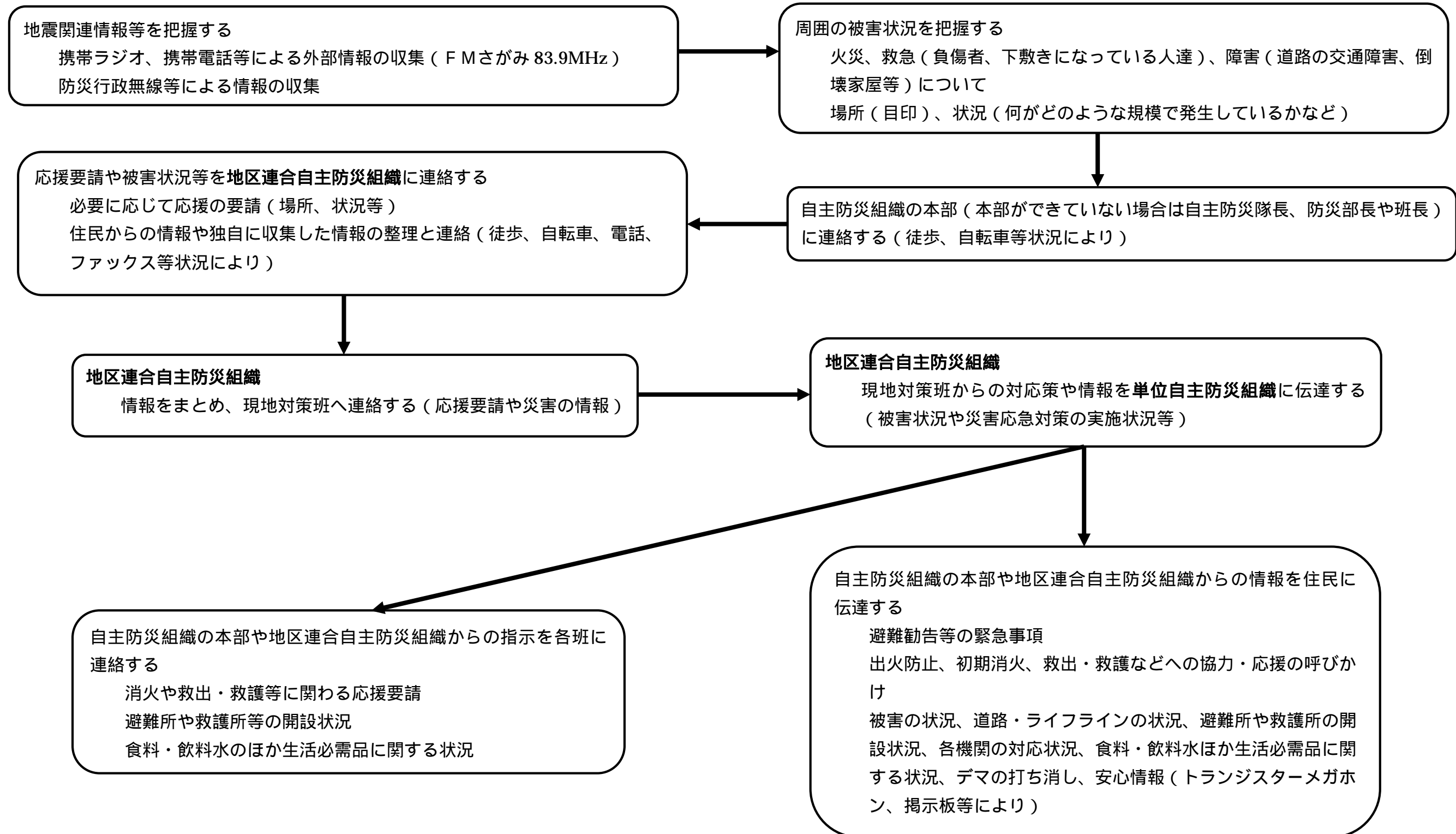
中央区

小山公民館、星が丘公民館、清新公民館、中央公民館、横山公民館、光が丘公民館、大野北、田名、上溝まちづくりセンター

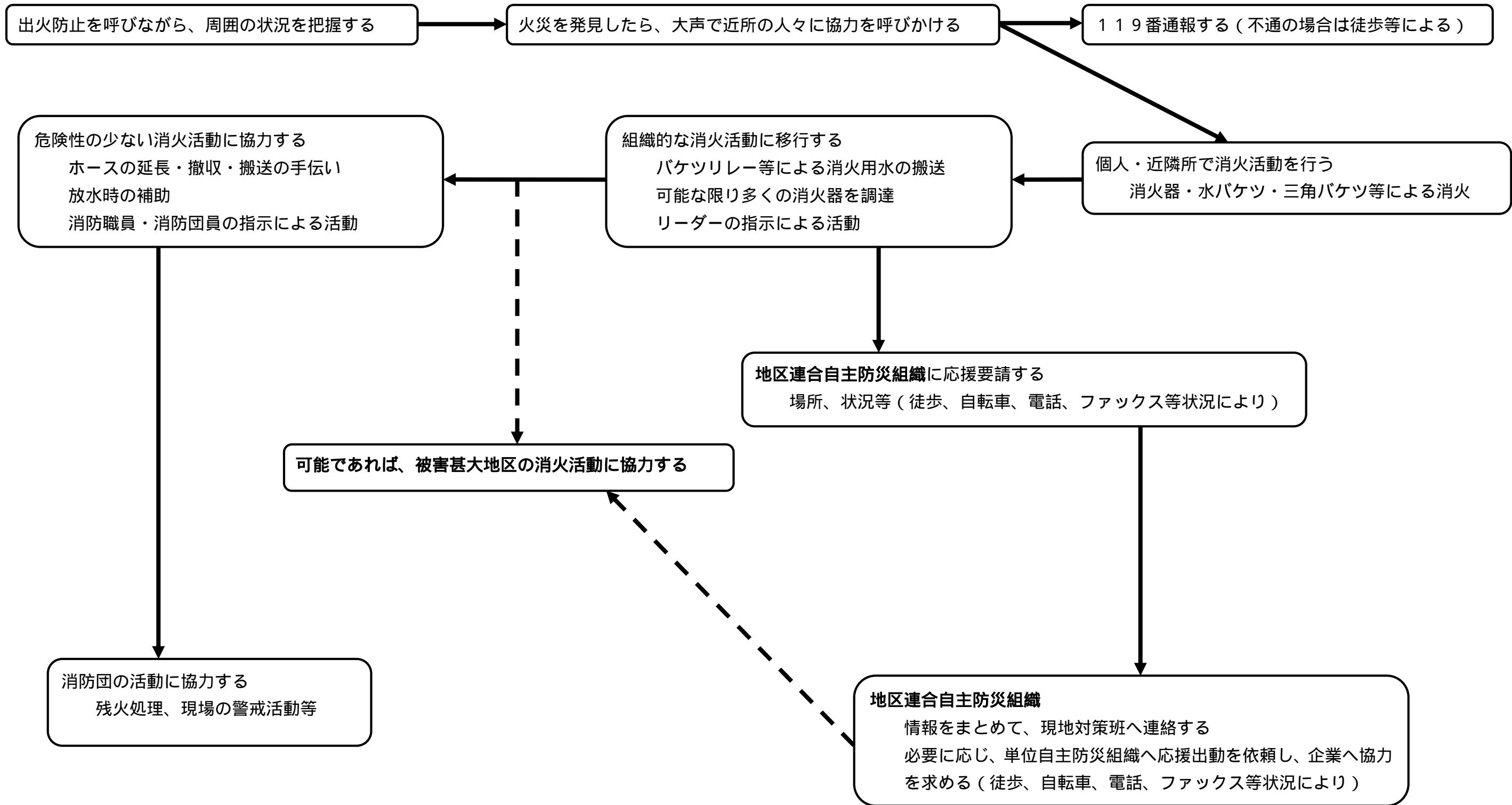
南区

南区役所地域振興課、大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林まちづくりセンター

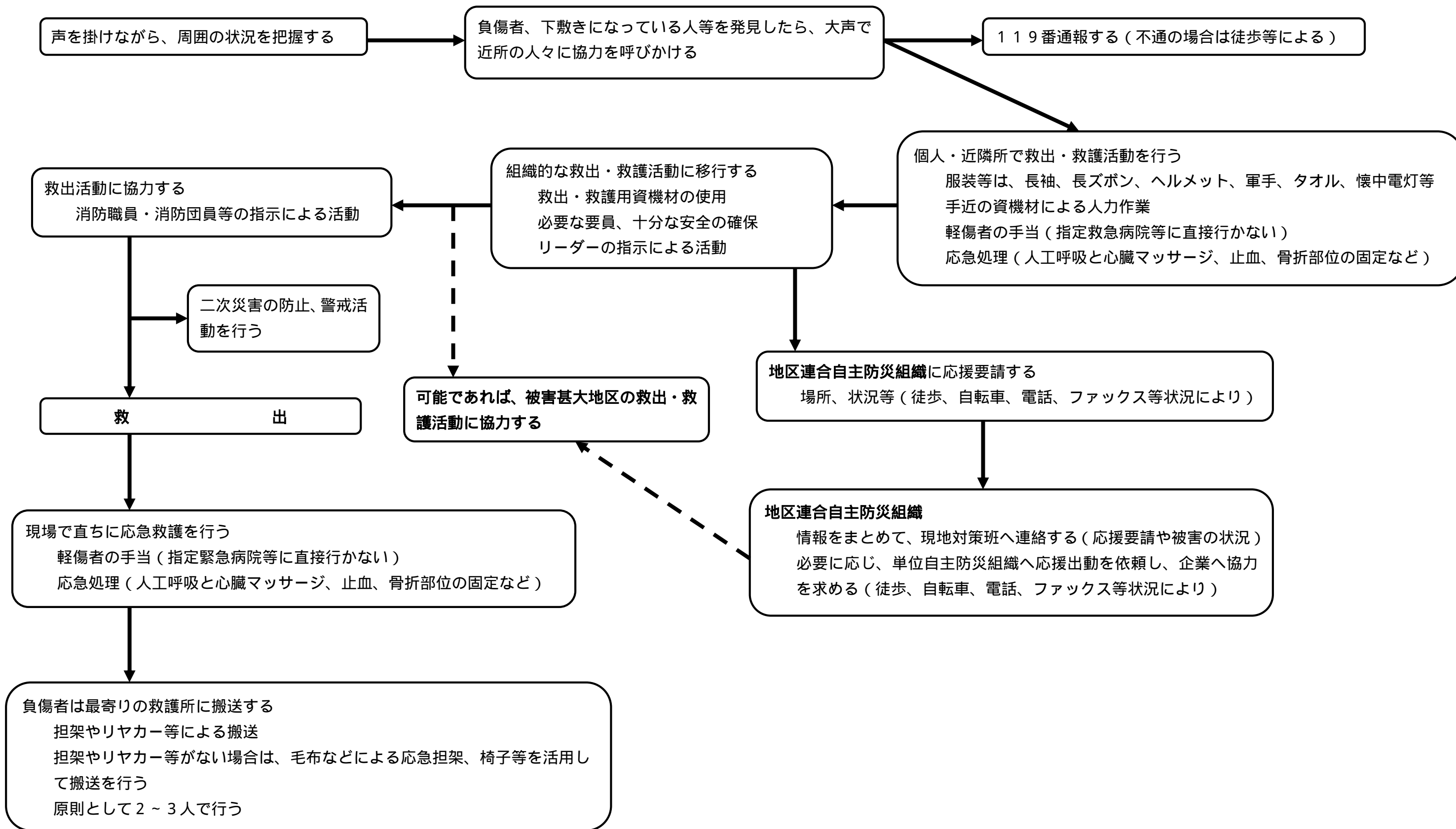
【情報収集・伝達活動の流れ】自主防災組織



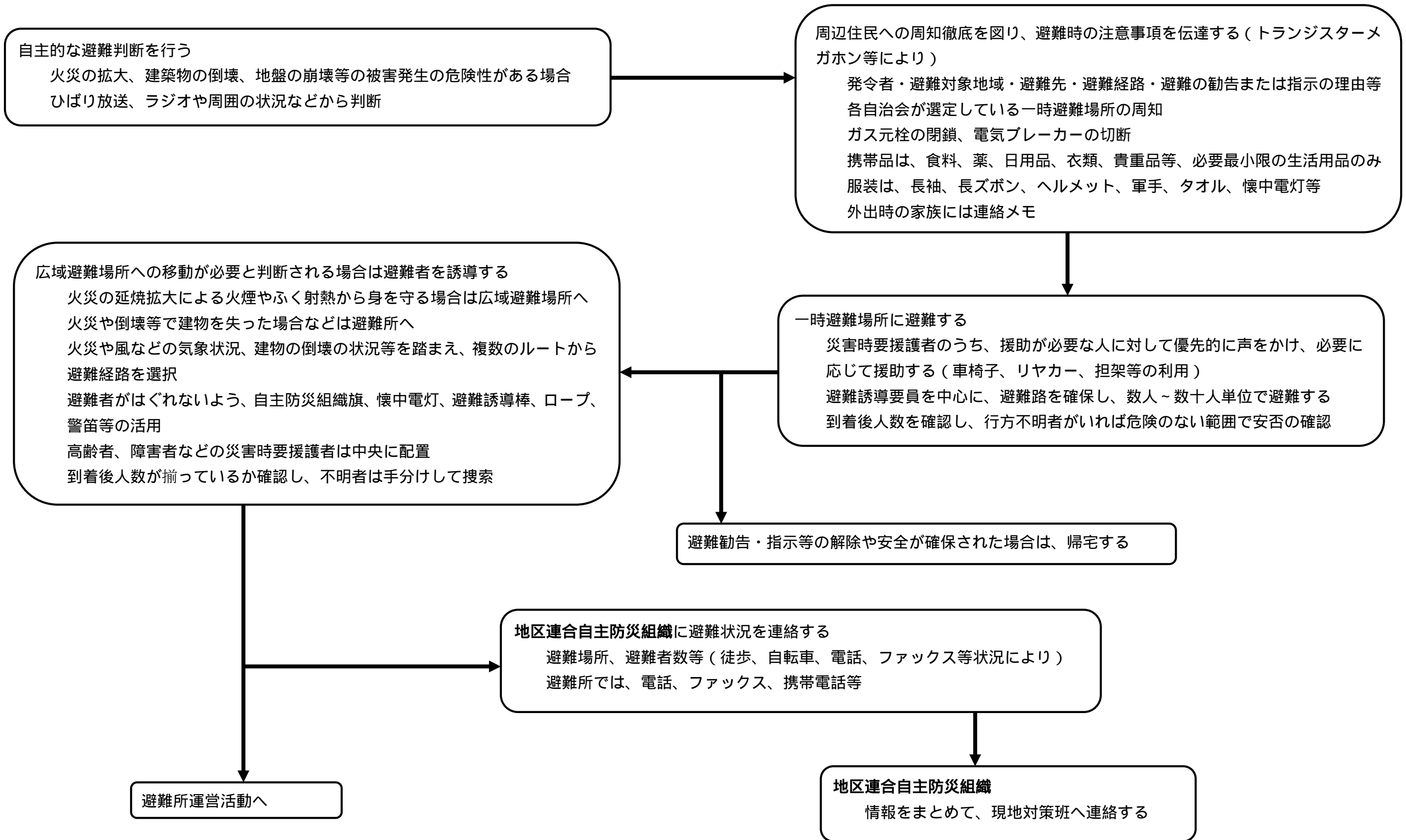
【初期消火活動の流れ】自主防災組織



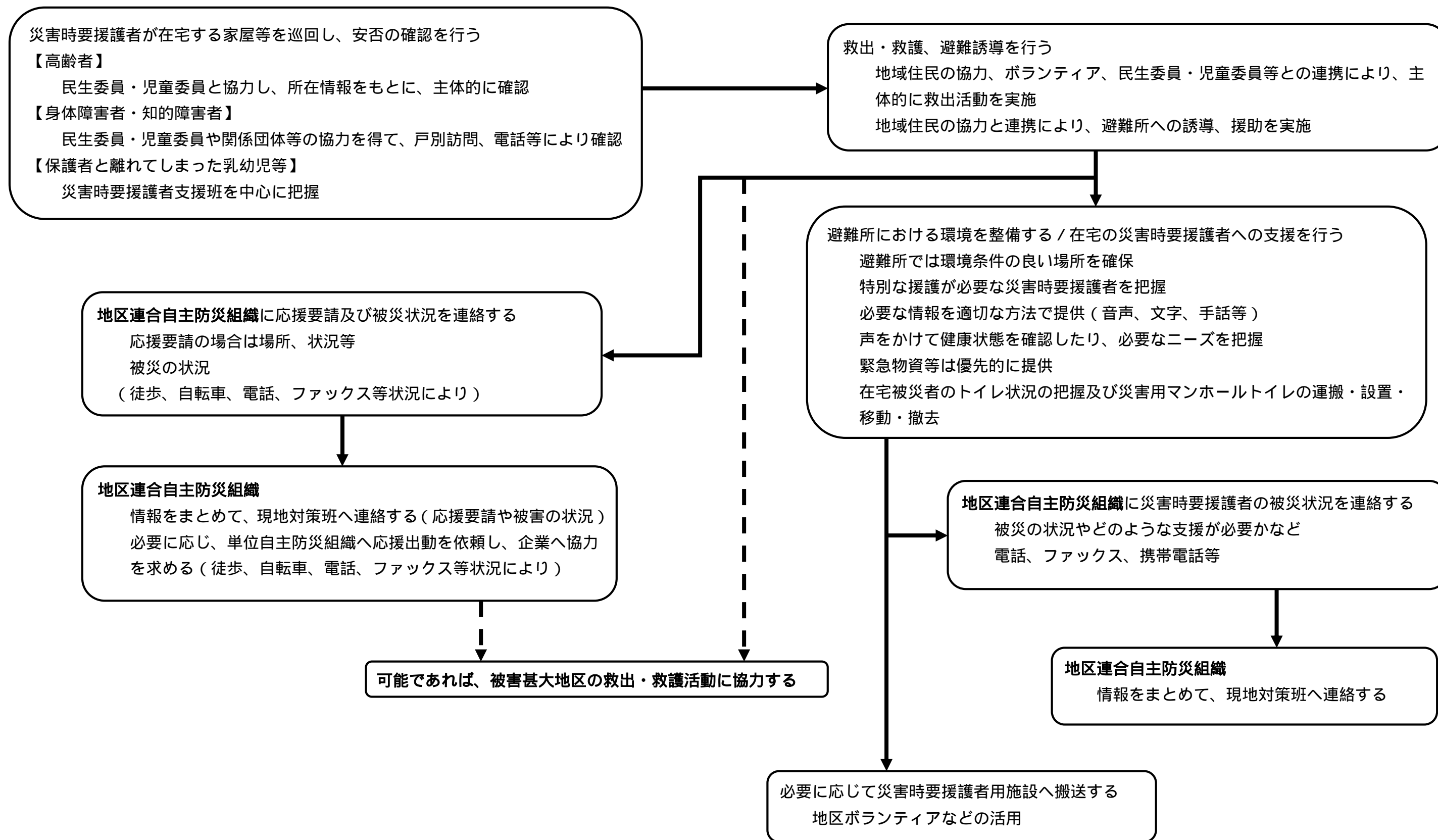
【救出・救護活動の流れ】自主防災組織



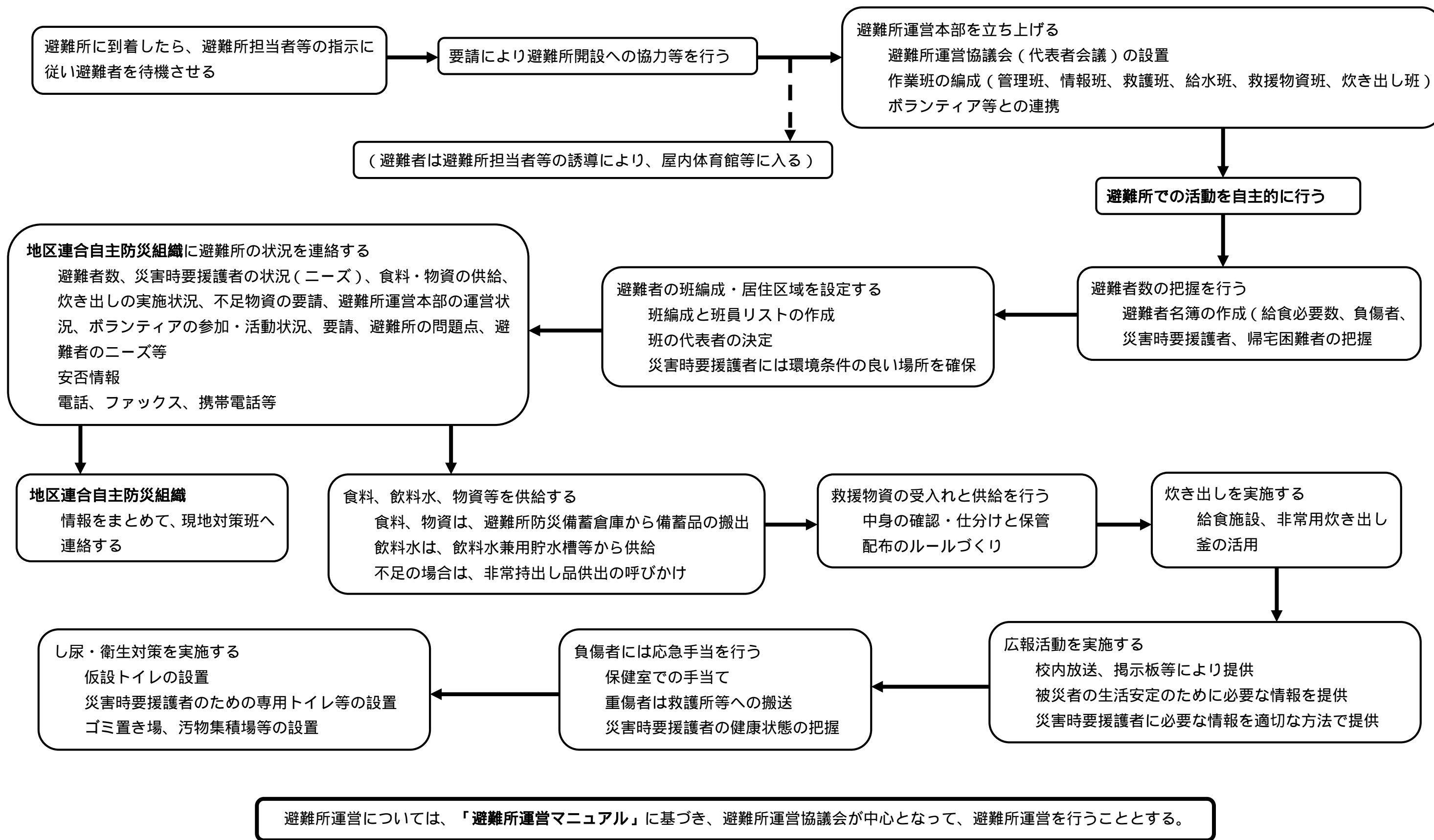
【避難誘導活動の流れ】自主防災組織



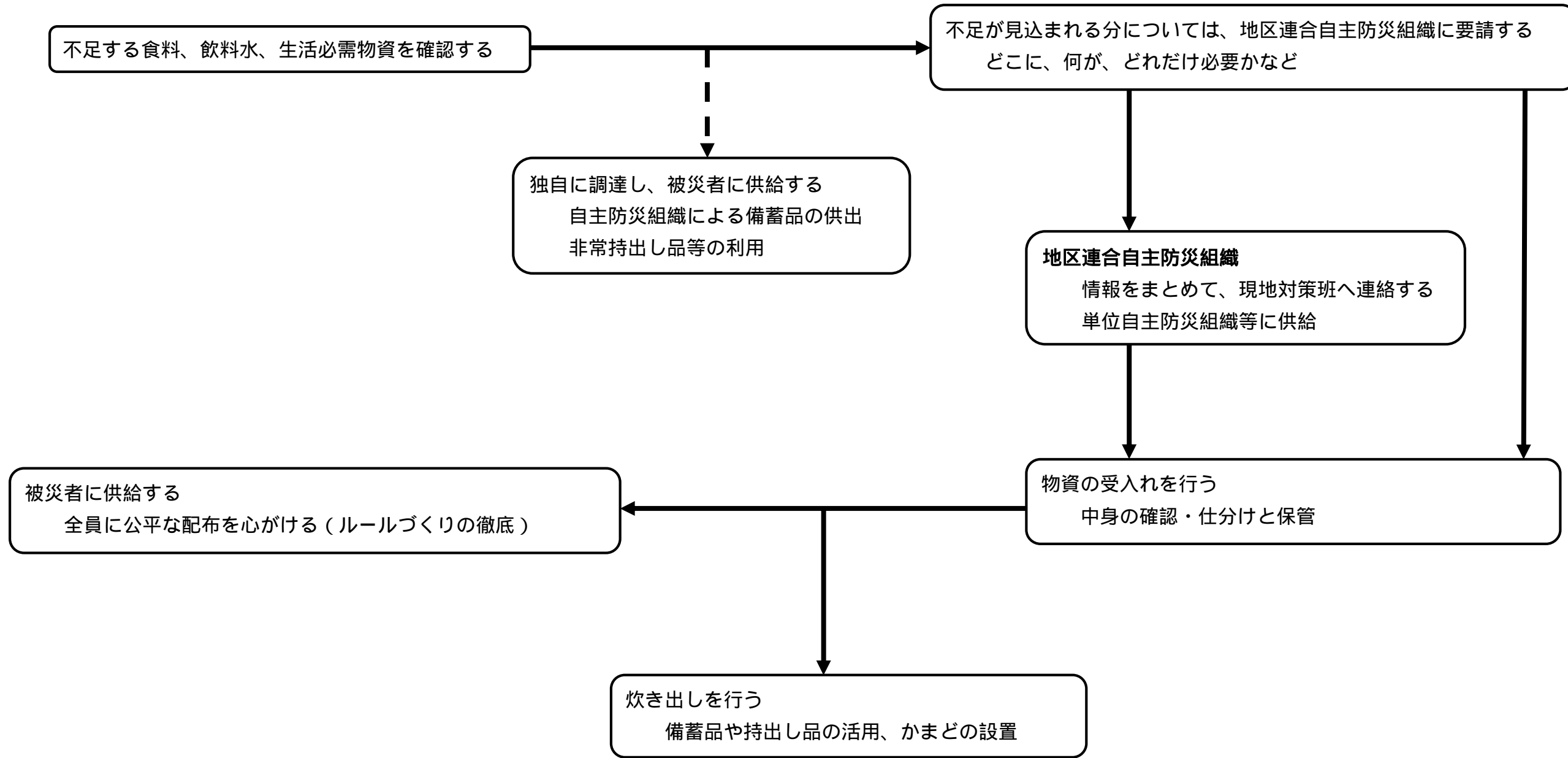
【災害時要援護者支援活動の流れ】自主防災組織



【避難所運営活動の流れ・概ね1週間を目安として】自主防災組織



【給食・給水活動の流れ】自主防災組織



避難計画書 記載例

地区内自治会名(自主防災組織)及び概要

自治会名(自主防災組織)	構成世帯数	構成人数	備考(避難所等)
自治会	50	130	避難所

避難所等の概要

一時避難場所	所在地	避難経路	備考
公園	緑区 123-4	通り。通行不可能の場合は 通り。 の近く等	
広場	緑区 123-4		
神社	緑区 123-4		

広域避難場所	面積(m ²)	収容人数	避難経路	備考
旧職業能力開発総合大学 相模原北公園	347,000	138,800	通り。通行不可能の場合は 通り。 の近く等	
下九沢団地一帯	59,500	20,300		

避難所	収容人数	飲料水兼 用貯水槽	避難経路	備考
大沢小学校	1,454	有	通り。通行不可能の場合は 通り。 の近く等	救護所・給食室
作の口小学校	1,144	無		給食室
大島小学校	1,144	無		給食室
九沢小学校	1,221	無		給食室
大沢中学校	1,444	無		グラウンド夜間照明
内出中学校	1,250	無		

風水害時避難場所

大沢公民館(土砂)
大島小学校(洪水)相模川自然の村野外体験教室(洪水)

避難計画書

地区内自治会名(自主防災組織)及び概要

自治会名(自主防災組織)	構成世帯数	構成人数	備考(避難所等)

避難所等の概要

一時避難場所	所在地	避難経路	備考

広域避難場所	面積(m ²)	収容人数	避難経路	備考
旧職業能力開発総合大学 相模原北公園	347,000	138,800		
下九沢団地一帯	59,500	20,300		

避難所	収容人数	飲料水兼 用貯水槽	避難経路	備考
大沢小学校	1,454	有		救護所・給食室
作の口小学校	1,144	無		給食室
大島小学校	1,144	無		給食室
九沢小学校	1,221	無		給食室
大沢中学校	1,444	無		グラウンド夜間照明
内出中学校	1,250	無		

風水害時避難場所

大沢公民館(土砂)
大島小学校(洪水) 相模川自然の村野外体験教室(洪水)

「

」自治会 防災資機材等配備計画書

目 的	防 災 資 機 材
情報収集・伝達用	
初期消火用	
水防用	
救出用	
救護用	
避難所・避難用	
給食・給水用	
訓練・防災教育用	
その他	

未整備品の購入方法・入手計画等

--

目的別の主な防災資機材【例】

目 的	防 災 資 機 材
情報収集・伝達用	携帯用無線機、受令機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章、住宅地図、模造紙、メモ帳、油性マジック（安否・被害状況等、情報収集・提供の際に用いる筆記用具として）等
初期消火用	可搬式動力ポンプ、可搬式散水装置、簡易防災水槽、ホース、スタンドパイプ、格納器具一式、街頭用消火器、防火衣、鳶口、ヘルメット、水バケツ、防火井戸 等
水防用	救命ボート、救命胴衣、防水シート、シャベル、ツルハシ、スコップ、ロープ、かけや、くい、土のう袋、ゴム手袋 等
救出用	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、エンジンカッター、チェーンブロック、油圧式救助器具、可搬式ウインチ、防煙・防塵マスク 等
救護用	担架、救急箱、テント、毛布、シート、簡易ベッド 等
避難所・避難用	リヤカー、発電機、警報器具、携帯用投光器、標識板、標旗、強力ライト、簡易トイレ、寝袋、組立式シャワー 等
給食・給水用	炊飯装置、鍋、こんろ、ガスボンベ、給水タンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽 等
訓練・防災教育用	模擬消火訓練装置、放送機器、119番訓練用装置、組み立て式水槽、煙霧機、視聴覚機器（ビデオ・映写機等）、火災実験装置、訓練用消火器、心肺蘇生用訓練人形、住宅用訓練火災警報器 等
その他	簡易資機材倉庫、ビニールシート、携帯電話機用充電器、除雪機 等

大沢地区 防災まちあるきの手引き

1 目的

地震や火災、風水害などの災害時には、普段見慣れているまちの姿が一変し、思いもよらない事態に遭遇することが考えられます。このため、普段の活動の中で、事前に災害に備えておくことはとても有効です。

まちあるきによる防災マップづくりは、災害時をイメージしながらまちを歩き、地域の現状や問題点、危険な場所などを認識し、防災・減災活動へ結びつけ、地区防災計画の基礎資料とすることを目的とします。

2 事前に準備しておくもの

- 大沢地区 防災まちあるきの手引き
- 住宅地図等（マップ）
- 大沢地区・地区防災計画用地図
- 地区別防災カルテ
- デジタルカメラ（気になる部分や忘れないための記録用）
- 筆記用具（色鉛筆）
- 付箋紙・メモ等
- セロテープ
- その他必要と思われるもの

3 まち歩きの進行表（スケジュール）

日にち	項目	内容	所要時間
月 ~ 日	自治会内で参加者を募集	自治会長や防災部長を中心として、幅広い世代から参加者を集める。	-
月 ~ 日	まちあるきの開催	開会挨拶、本日の予定説明、参加者自己紹介	10分
		まちあるきの方法説明	20分
		まちあるきの実施	60分
		まとめ（マップへの記載）	30分
月 日まで	結果	まとめた結果を地図に記入する。	-

4 まち歩きを進め方

まち歩きのチェックポイントを読み、参加者でチェックの視点を確認します。参加者の人数によってグループ分けをし、チェックする方面を分けるなど工夫しましょう。1グループが動きやすい目安の人数は6～8人程度です。

(1) まち歩きの目的・視点を参加者で共有します

- ・地震等災害による被害イメージを出し合ひましょう。
- ・災害情報の伝達、安否確認、救出・救護、避難誘導に役立つ地域資源（公園、緑地など）を出し合ひましょう。
- ・地区内の要援護者、地域防災組織の役員等、支援する側・受ける側のイメージを確認しましょう。

(2) 住宅地図を用意し、まち歩きルートを決めます

大沢地区のマップや地区別防災カルテを利用しながら、単位自主防災本部を中心としたルートを設定します。避難誘導に役立つ資源のある場所や危険箇所にも立ち寄り確認ができるように工夫しましょう。

一回あたりのまち歩きの距離は1km程度、時間として60分以内が適当です（歩行速度1分あたり10～20メートルとして考えています）。

(3) 参加者で役割分担を決めます

- ・誘導係～事前に決めたルートをもとに、地図に従い参加者を誘導します。
- ・記録係～危険箇所、資源をあらかじめ決めた記入方法で色分けして地図に記入し、記録します。写真撮影したときは、撮影場所、撮影の視点などもメモしましょう。
- ・写真係～あらかじめ確認した視点に従って、地域資源や危険箇所の撮影をします。撮影する時は記録係に連絡します。
- ・交通係～安全にまち歩きや確認が行えるよう交通安全に留意し、誘導します。

(4) さあ、出発！

要援護者の困難をイメージしながら、実際にまちを歩いてみましょう。写真やメモなど記録もとっておきます。

注意点

マップづくりに使用する地図は個人名があきらかにならないよう、個人情報の保護に留意しましょう。また、マップづくりから得た情報を不用意に漏らすことのないよう、参加者全員で確認することも忘れてはなりません。

5 チェックポイントとマップへの記載方法

(1) 災害で危険なもの

道路に関するもの 道路部分を**オレンジ色**に塗る。

狭い(4m以下)

道路沿いに転倒、落下しそうな不安定なものがある

斜面にある道路で擁壁崩壊などで崩れる恐れがある

急坂や段差があり、高齢者や幼児には負担が大きい

普段歩いていて通行の障害になるものがある、あるいは多い

橋や歩道橋

近くに迂回(うかい)ルートがない(二方向避難ができない)、奥まっている

建物、街並みに関するもの 該当部分を**赤色**に塗る。

老朽化した建物(特に木造)が道路沿いに立ち並んでいる(倒壊)

高層建築が道路際に立ち並んでいる(落下物)

不安定な塔状工作物(煙突、給水塔、大型アンテナ、広告塔)

窓ガラスの飛散(硬化パテ止めのはめ殺し窓など)

木造建物が密集している(火災の延焼)

倒壊、転倒しそうな危険施設 施設を**ピンク色**に塗り、面した道路部分を**オレンジ色**に塗る。

高い、古い、損傷した塀(ブロック塀、石塀など重量塀)

傾斜地や盛土地の擁壁などが不備、古い、傷んでいる

様々な自動販売機

土地に関する問題 該当部分を**水色**に塗る。

川沿いなどで、地盤が軟らかそうである

窪地で、水がたまる、浸水が想定されている

降雨時に水が流れる水路や側溝(蓋がない)がある

危険物施設 該当部分を**紫色**に塗る。該当施設の名称を記載する。

石油類など危険物貯蔵施設の場所

LPG(液化石油ガス)など貯蔵施設の場所

過去に災害があった場所 該当部分に**黄色**を塗り、名称を記載する。

その他、みなさんの地域特有の問題を考えてください。

上記の内容でコメントが必要な場合は、付箋やメモをつける。

他にも気になる点は、付箋やメモでわかるようにしておく。

(2) 防災全般

単位自主防災本部 該当部分に**緑色**で を記入し、名称を記載する。

一時(いつとき)避難場所 該当部分に**緑色**で を記入し、名称を記載する。

公園や広場等 該当部分を**緑色**で塗る。

避難が可能な公園や神社や駐車場等(オープンスペースとして役立つ場所)

消防・消火施設、自然水利 該当部分を**青色**に塗る。該当の名称を記載する。

消火栓の位置 **青色**で

防火貯水槽の位置と表示 **青色**で

消火器の設置場所 **青色**で (丸に塗りつぶし)

(使える)井戸、川の水、池、わき水、その他

防災倉庫 該当部分を**茶色**で を記入し、名称を記載する。

防災活動に役立つと思われるもの 該当部分を**茶色**で を記入し、名称を記載する。

病院、診療所、薬局、食料品店、金物店、スーパー、コンビニなど

建設関係工事店、各種燃料取扱店など

公衆トイレ

その他、みなさんの地域特有の資源を考えてください。

上記の内容でコメントが必要な場合は、付箋やメモをつける。

他にも気になる点は、付箋やメモでわかるようにしておく。

大沢地区総合防災訓練計画書

日 時	月 日	時から	時まで
場 所	センター		
指 導 者	消防署員（団員）等 名		
参 加 者	地区防災組織 名		
目 的	1 組織内各班相互間の連携及び効果的な自主防災活動の実施 2 各種防災資機材についての知識及び取扱要領の習得		
想 定	震度6弱の大地震におそわれ、道路、電話等各種公共施設に大きな被害が生じ、また、倒壊したビルや家屋から火災が多発するとともに負傷者が続出した。さらに多発した火災は延焼拡大の恐れがあり、地域住民の避難が必要となったものとする。		
訓 練 内 容	以下の訓練を行う。		

1 各戸訓練

地震発生（想定時間）とともに火気使用中の各家庭では、火の始末をするとともに丈夫な家具の下にもぐる等身体保護を行う。

2 通報訓練

地区内に発生した火災を発見した者は、大声で付近住民に知らせるとともに119番に通報する。

3 消火訓練

周辺に発生した火災を水消火器、水バケツ及び資機材を活用し、消火班が指導者の合図により交代して行う。

4 避難訓練

地区防災組織の初期消火活動にもかかわらず、火災が拡大したため、避難誘導班の指導のもとに 広域避難場所まで避難する。

5 救出・救護訓練

広域避難場所に避難中、落下物等により負傷した者を救護所に担架搬送するとともに応急手当を施し、近隣の病院、診療所へ搬送する。

6 給食・給水訓練

飲料水を確保するとともに非常用備蓄食糧の試食を行う。

個別訓練実施計画書

救出・救護訓練

日	時	月	日	時から	時まで
場	所	センター			
指	導	者	消防署員（団員）等 名		
参	加	者	自主防災組織 名		
目	的 防災資機材を活用した要救出者の救出方法等についての知識の習得。				
訓	練 内容 消防職員等指導のもと、建物などの下敷きとなった要救助者の救出・救護方法を習得する。				

1 倒壊建物からの救出・救護

準備として廃材やベニヤを利用して、倒壊した建物の屋根の部分を作る。

- (1) 中に要救出者を模して人形等を入れておく。
- (2) 救出にあたっては、要救出者に対して声を掛け安心感を与える。
- (3) 倒壊建物に進入する場合は、余震の有無や足場の安全などを確かめ、二次災害の発生に注意する。
- (4) 要救出者の状況を確認し、救出作業の妨げとなる部分を破壊し、取り除く。
- (5) ジャッキがある場合は、ジャッキで持ち上げる（ない場合は、斧やバールで屋根を壊す）。
- (6) 隙間が崩れないように角材等（長さ40～50cm）で補強する。

2 転倒家具やロッカーに挟まれている人の救出・救護

準備として廃材等を利用して倒壊した建物を作る。

- (1) 中に要救出者を模して人形等を入れておく。
- (2) 救出にあたっては、要救出者に対して声を掛け安心感を与える。
- (3) 木材・バール（木材の太さは10cm以上）をテコに、あるいはジャッキで倒壊物に隙間をつくる。場合によっては、転倒物の一部を破壊し、中の物を取り出すなどして重量を軽くする。
- (4) 隙間が崩れないように角材等（長さ40～50cm）で補強する。

3 高所から降りられなくなった人の救出・救護

- (1) はしごを使って救出可能な時は、はしごを使う。
- (2) 高齢者などの場合は、救出者が上にあがり要救出者の腰にロープを結び転倒防止に努める。その際、結んだロープが締まらないように、もやい結びを使う。
- (3) 降りる人の速度にあわせて少しずつロープを緩め、転落しないように注意しながら降ろす。

個別訓練実施計画書

普通救命講習

日 時 月 日 時から 時まで
場 所 センター
指 導 者 消防署員（団員）等 名
参 加 者 自主防災組織 名
目 的 時間の講習で、一人法の成人に対する心肺蘇生法を中心として、大出血時の処置方法を習得する。
訓 練 内 容 消防職員等指導のもと以下を習得する。

1 座 学

- (1) 応急手当の目的
- (2) 応急手当の必要性
- (3) 応急手当の対象者とその必要性
- (4) 傷病状態の把握による応急手当
- (5) 応急手当の優先順位を決定するために必要な知識

2 実 技

- (1) 成人の心肺蘇生法
- (2) 止血法
- (3) 自動体外式除細動器（ A E D ）の使用法

【普通救命講習カリキュラム】

別紙参照

災害図上訓練（DIG）

災害図上訓練（DIG）とは、参加者が地図を囲んで、自分たちのまちの自然のつくりや防災関連施設、危険箇所等の情報を書き込み、災害時の対応策について論議する訓練である。

DIGとはDisaster（災害）Imagination（想像力）Game（ゲーム）の略で、住民やボランティアを含んだ地域防災のあり方を探っていた三重県消防防災課（当時）の平野昌氏と、防衛研究所で災害救援を研究していた小村隆史氏（現富士常葉大学准教授）の2人が中心となり、自衛隊の指揮所演習で使う地図と透明シートの方式を活用して編み出したものである。

（1）準備するもの

- ・街区地図（A1サイズ程度）
- ・地図を覆うことができる透明シート
- ・マジックペン、丸型カラーシール、ふせん、セロハンテープ
- ・まち歩きで取ったメモ、まち歩きで撮影した写真等
- ・洪水ハザードマップ等

（2）災害図上訓練（DIG）の流れ

- ・「地震」「風水害」などの災害をテーマに設定する。
- ・参加者は「地方公共団体職員」「応援に駆けつけた支援者」「被災地住民」などになりきって演じ、立場に応じた意見を出す。
- ・過去の災害をある程度教訓として反映した被害想定を各々に配布する。
- ・「自然やまちのこと」「まちの施設や人のこと」「災害時に危険なところ」などを書き込み地域の状況把握を行う。
- ・被害想定に従い地図上の地域がどうなるかを地図に書き込むとともに、被害を未然に防ぐためには何が必要なのかを話し合う。
- ・次に、時間経過とともに変化した被害状況を新たに提示し、変化した被災地での対応策について新たに話し合う。
- ・最後に、自治体の防災担当部局職員など、防災の知識を有する人の講評を受ける。

体験イベント訓練計画書

日 時 月 日 時から 時まで
場 所 センター
指 導 者 相模原市役所職員 名 消防署員（団員）等 名
参 加 者 自主防災組織 名
目 的 チーム対抗で消火リレー・救急法リレーなどを競い合うなどして、楽しみながら消防防災の知識を体得する。
訓 練 内 容 以下の訓練を行う。

1 運動会形式

(1) 消火リレー

- ・ペットボトルなどを火にみたてて、訓練用消火器を使用して目標物を倒す。
- ・水バケツを使用して水槽から水槽へ水を移す。

(2) 煙体験迷路ハウス脱出タイムトライアル

- ・迷路状になった煙体験ハウスを消防署員指導のもと、素早く通り抜ける。

2 体験形式

(1) 心肺蘇生法マスターへの道

- ・消防職員等の指導のもと普通救命講習を実践した後に、復習を兼ねて個別にチェックポイントを設けてチーム対抗で競う。

(2) 避難生活アイデア工作

- ・牛乳パックのろうそくやペットボトルと砂、木炭を使った即席のろ水器を製作する。

(3) 非常用備蓄食糧

- ・昼食を兼ねて、炊き出し、非常食の試食を行う。

(4) 防災歩け歩け大会

- ・防災マップを参考に、地域の災害危険箇所の把握を行うとともに過去の風水害地等を巡りながら、当時の資料写真等を見て、地域の防災について考える。ゴールをセンター等として、上記イベント等と組み合わせて実施する。

